

企画県土警察常任委員会資料

(平成23年12月14日)

- 1 公立化に向けた取り組み状況について
【新生公立大学設立準備室】・・・ 1ページ
- 2 「第3次鳥取県男女共同参画計画」の答申について
【男女共同参画推進課】・・・ 2ページ
- 3 中山間地域の振興についてのパブリックコメントの実施について
【中山間振興・定住促進課】・・・ 57ページ
- 4 ようこそようこそＩＪＵ（移住）2千人推進プロジェクトの検討状況について
【中山間振興・定住促進課】・・・ 98ページ
- 5 鳥取発バスロケーションシステムの実証実験について
【交通政策課】・・・ 103ページ

企 画 部

公立化に向けた取り組み状況について

平成23年12月14日
新生公立大学設立準備室

来年4月の公立化に向けた新生公立鳥取環境大学の現在の取り組み状況について、次のとおり報告します。

1 公立大学法人の設立等の認可申請について

23年9月定例県議会において公立大学法人鳥取環境大学定款が可決され、11月には学校法人鳥取環境大学の解散が理事会で承認された。

また、12月19日には財団法人とつとり政策総合研究センター（TORC）の理事会が開催され、公立大学法人の設立を条件に TORC の解散が提案される予定であり、これら諸条件の環境が整った段階で、国に対して公立大学法人設立認可、学校法人解散認可、設置者変更認可の申請を行う予定。

今後のスケジュールは以下のとおり。

<経過>

23年10月12日 9月定例県議会で公立大学法人定款等可決

11月23日 学校法人鳥取環境大学理事会において学校法人解散の承認

<今後の予定>

23年12月19日 (財)とつとり政策総合研究センター理事会開催

12月下旬 公立大学法人設立、学校法人解散、設置者変更の認可申請

24年 1月下旬 大学設置・学校法人審議会諮問

3月 公立大学法人設立等の認可

4月 1日 公立大学法人鳥取環境大学設立

2 公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の委員について

公立大学法人鳥取環境大学の業務実績に関する評価のほか、法人の中期目標及び中期計画策定に関する意見陳述等を行う評価委員会（県・鳥取市共同設置）の委員を次のとおり選任した。

今年度、公立化後の大学が6年間で達成すべき業務運営に関する中期目標について、御審議いただく予定。

- ・寺垣 琢生 氏 (弁護士)
- ・中永 廣樹 氏 (前鳥取県教育長)
- ・福嶋 登美子氏 (株式会社ブリリアントアソシエイツ代表取締役)
- ・福宮 賢一 氏 (明治大学副学長)
- ・柳谷 由里 氏 (学校法人米子自動車学校理事長、学校法人かいけ幼稚園理事長)

「第3次鳥取県男女共同参画計画」の答申について

平成23年12月14日
男女共同参画推進課

「第3次鳥取県男女共同参画計画」については、平成22年7月に知事が鳥取県男女共同参画審議会に諮問し、昨年度から審議会で検討を行ってきたところですが、このたび別添のとおり知事に答申されましたのでご報告いたします。

なお、県ではこの答申を踏まえて、「第3次鳥取県男女共同参画計画」について2月定例県議会に附議する予定です。

1 計画の検討経過

- ・平成22年7月～平成23年11月 審議会全体会を6回、2分科会を各3回開催
- ・平成23年6月 市町村及び女性団体と意見交換
- ・平成23年9月 パブリックコメントの実施
- ・平成23年12月9日 審議会より知事へ第3次計画を答申

2 答申の概要

(1) 計画の趣旨

- ・男女共同参画に関する取組を進めてきた結果、審議会委員や自治体管理職の女性割合は増加し、県内全市町村で男女共同参画計画が策定されるなど成果があった。
- ・一方で、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画は低く、様々な課題解決に向けて取組を進める必要がある。
- ・これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、さらに男女共同参画を推進する。

(2) 計画の期間 平成24年度から平成28年度までの5年間

(3) 計画の基本的な視点

①女性の参画による社会全体の活性化

少子高齢化、人口減少が進む中で、多様な人材を活用することが求められており、様々な分野へ女性の参画を促進し、地域社会の活性化につなげていくことが必要。

②男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重しだれもがあらゆる場面で活躍でき、女性のみならず男性にとっても暮らしやすい社会であり、男女共同参画を男性の視点からとらえ理解を働きかけることが必要。

③男女共同参画の推進による地域活力の創造

高齢化や単身世帯の増加、人間関係の希薄化が進む中で、地域は男女が共に担わないと立ち行かない状況であり、男女ともに自ら住む地域に関わり合い、地域力を高めることが必要。

④男女間における暴力を許さない社会づくり

男女間における暴力は重大な人権侵害であり、配偶者などにおける暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会づくりが必要。

(4) 計画の体系

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標	施策の基本的方向
1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画	(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 (2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進 (3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進
2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実	(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進 (4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 (5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進
3 男性や子どもにとっての男女共同参画 <新設>	(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進 (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 (4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備
4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進 (3) 自治会やPTAなど地域活動での男女共同参画の推進

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標	施策の基本的方向
5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり	(1) 女性の能力発揮を進めるための支援 (2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 <新設>	(1) 仕事と生活の調和についての理解の促進 (2) 仕事と生活の調和を推進する取組の支援 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援
7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進 (2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標	施策の基本的方向
8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 障がい者の自立した生活に対する支援 (3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進 (4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
10 生涯を通じた男女の健康の支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産などに対する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

3 計画の参考資料について

(1) 数値目標

実効性のある計画とするため、各テーマごとに数値目標を設定。第2次計画より34項目増やし、81項目の数値目標を検討中。

(2) 具体的施策

重点目標ごとに記述された「主な取組」について、具体的施策とその内容を作成中。

別添

第3次鳥取県男女共同参画計画

答申

平成23年12月9日

鳥取県男女共同参画審議会

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿	1
2 県、市町村、県民、事業者、団体の役割	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
4 計画策定にあたっての基本的視点	3
5 計画の基本テーマ	4

第3章 計画の内容

計画の体系	5
テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	
重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画	6
重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実	9
重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画	13
重点目標4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進	16
テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	
重点目標5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり	18
重点目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	20
重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	23
テーマC 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり	
重点目標8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭 などが安心して暮らせる社会づくり	25
重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	28
重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援	31
第4章 計画の推進体制	
	33

第1章 計画の策定にあたって

1 烏取県が目指している男女共同参画社会の姿

鳥取県がめざす男女共同参画社会とは、
女性も男性も高齢者も若者も、
家庭・地域・職場のあらゆるところで
・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
・「人」として個性と能力が十分に發揮でき
・自分でできることは自分で責任を持って取り組み
・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って
心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

家庭では

○男女がお互いを尊重し、お互いの立場を理解し、助け合って暮らします。家族みんなで話し合い、家事・育児・介護など協力して行います。

地域では

○女性も男性も高齢者も若者も、そこに住むみんなが自治会やPTA、防災などの地域活動に参画し、互いに支え合いながら、いきいきと生活します。

学校では

○性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

職場では

○男女がともに働きやすく、能力を発揮することができる職場環境が整い、誰もが家庭生活や地域活動を大切にしながら働きます。

「参加」ではなく「参画」

「参画」とは、単にその場に加わる（参加）ということではなく、方針や意思決定の段階から積極的に関わることを意味します。だれもが一緒に考え、話し合って物事を決め、実行していくことです。

2 県、市町村、県民、事業者、団体の役割

○ 県

第3次鳥取県男女共同参画計画を定め施策を総合的に推進するとともに、副知事、各部局長で構成する鳥取県男女共同参画行政推進会議により部局横断的に施策の進捗管理、点検を行い、実効性のある取組を進めます。また、県民の男女共同参画の理解が深まるよう、男女共同参画社会づくりの拠点施設である「男女共同参画センター（よりん彩）」を充実し、市町村、企業、民間団体、NPOなどと一層の連携強化を図りながら男女共同参画を推進します。

○ 市町村

住民にとって最も身近な存在である市町村の役割は重要です。地域の実情に応じて、県や関係団体などと連携を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。

○ 県民

県民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、その実現に向けて、家庭・地域・職場のあらゆるところで実践します。

○ 事業者・企業

性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる職場づくりは、企業の活性化につながるもので、男女がともに仕事と生活の調和を図っていくために、職場環境を整備します。

○ 民間団体

男女共同参画社会を実現するためには、地域の実情に応じて様々な分野で活躍する団体の取組が重要です。県や市町村と連携をとりながら、男女共同参画の視点に立った多彩な活動を展開します。

【参考】

[男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）]

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、家庭生活だけでなく、議会への参画や、その他の活動においての基本的平等を理念としています。また、政府や地方自治体にそれに準じた責務を求めています。

[鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年12月26日鳥取県条例第83号）]

社会を構成する男性と女性が、対等な立場で、個性豊かに生き生きと暮らせる社会を形成するため、男女共同参画社会の早期実現を目指し、議員提案という形で議決し制定されたものです。男女共同参画社会の推進に関し、7つの基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにし、県が実施する施策の基本的事項を定め男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、真の男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

（基本理念）

- (1)男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2)男女が、性別による差別を受けない社会
- (3)男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4)男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5)男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6)男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7)男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、男女共同参画社会の実現をめざして、平成12年12月に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年6月に鳥取県男女共同参画計画、平成19年3月に第2次鳥取県男女共同参画計画を策定して、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。その結果、審議会委員や自治体管理職における女性割合は増加し、県内全市町村で男女共同参画計画が策定されるなどの成果があった一方で、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画はいまだに低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、さらに男女共同参画を推進するため、「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」及び「鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）」に基づいて策定するものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた県の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画です。

3 計画の期間

平成24年度から28年度までの5年間

4 計画策定にあたっての基本的な視点

- (1) 女性の参画による社会全体の活性化
少子高齢化、人口減少が進む中で、経済、社会の活性化にとって多様な人材を活用することが求められています。様々な分野への女性の参画の取組を促進し、地域社会の活性化につなげていくことが必要です。
- (2) 男性にとっての男女共同参画
男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、だれもが職場、家庭、地域などあらゆる場面で活躍できる社会であり、女性のみならず男性にとっても暮らしやすい社会です。男女共同参画を男性の視点からとらえ、理解を働きかけることが必要です。
- (3) 男女共同参画の推進による地域活力の創造
高齢化や単身世帯の増加、人間関係の希薄化が進む中で、地域においては男女が共に担わないと立ち行かない状況となっています。女性も男性も高齢者も若者も自ら住む地域に関わり合い、地域力を高めていくことが必要です。
- (4) 男女間における暴力を許さない社会づくり
男女間における暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会をつくる上で克服すべき重要な課題です。配偶者などにおける暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会づくりが必要です。

5 計画の基本テーマ

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

男女共同参画の理解を広げる啓発や教育の充実を図り、様々な分野への女性の参画拡大を推進します。

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

男女ともに個性や能力を十分發揮できる職場環境づくりを支援し、職場、家庭、地域のバランスがとれた生活の実現に向けた取組を進め、家庭生活や地域での男女双方の参画を推進します。

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた総合的な取組や、生涯を通じた男女の健康支援に取り組み、だれもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

第3章 計画の内容

第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

重点目標	施策の基本的方向
<h3>A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革</h3>	
1 自治体・企業・団体など で物事を決める場面への 男女の参画	(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 (2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進 (3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進
2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習会等の充実	(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進 (4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 (5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進
3 男性にとっての 男女共同参画	(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進 (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 (4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備
4 地域の様々な分野における 男女共同参画の活性化	(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などの男女共同参画の推進 (3) 自治会やPTAなど地域活動での男女共同参画の推進
<h3>B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現</h3>	
5 男女がともに能力を活用 できる職場環境の整備	(1) 女性の能力発揮を進めるための支援 (2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） の推進	(1) 仕事と生活の調和についての理解の促進 (2) 仕事と生活の調和を推進する取組の支援 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援
7 営利・非営利組織など の経営層での男女共同参 画の活性化	(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進 (2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備
<h3>C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり</h3>	
8 男女共同参画の視点に 立った高齢者、障がい者、 外国人、ひとり親家庭など が安心して暮らせる社会 づくり	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 障がい者の自立した生活に対する支援 (3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
9 男女間におけるあらゆる 暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進 (4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
10 健康を通じた男女の健康 づくり	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産などに対する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

<現状と課題>

少子・高齢化、人口減少が進む中で、経済、社会を活力あるものとしていくために、多様な人材を活用することが求められています。

県及び市町村の審議会委員や管理職における女性割合は、全国平均を超えて推移しており、企業や団体の女性管理職は増加傾向にあるものの、低い水準にとどまっています。女性は、人口の半分以上、労働力人口の4割以上を占め、様々な分野で活動していますが、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだまだ低い実情があります。

自治体はもちろんのこと、企業や団体、高等教育・研究機関、医療分野などにおいても女性の参画拡大に向けて、慣習の見直しや*積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進など、組織の意識改革を図っていく必要があります。

例えば、営業職に女性がいない場合は、意欲のある女性に対して営業職向けの研修やトレーニングを行い、積極的に営業戦力として女性の活用を図る。管理職が全員男性である場合は、昇進・昇格の基準を明らかにし、女性の管理職候補者に対し研修を行うなどの改善措置が考えられます。

従来の慣習や*固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、能力や実績に基づいた適材適所の登用を進めること、女性自身が物事を決める場面や様々な分野に積極的に参画するよう、意識を高めていくことが必要です。

* 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

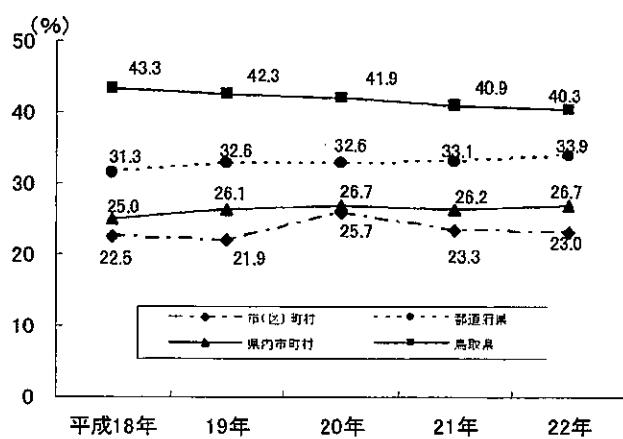
女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に發揮できるよう男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

* 固定的性別役割分担意識

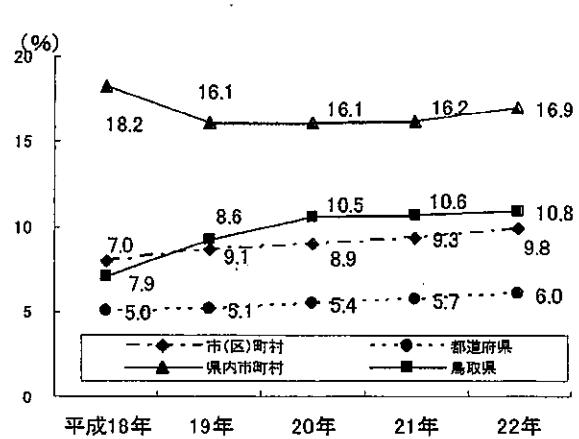
男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

例えば、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている事例です。

●審議会委員における女性割合の推移

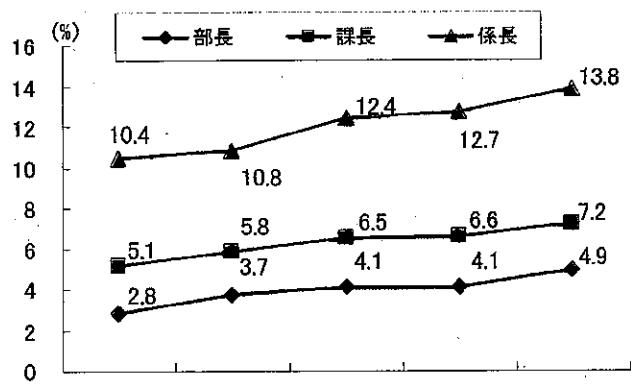


●自治体管理職における女性割合の推移



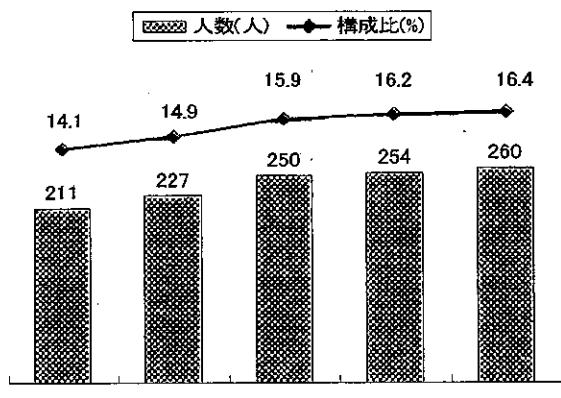
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

●民間企業の管理職等における女性割合（全国）



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

●鳥取県内の女性医師の推移



鳥取県医療政策課調べ

施策の基本的方向

(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

- 政策・方針決定の場への女性の参画が進むよう、女性の人材情報や学習の機会を提供します。
- 県の附属機関や協議会などの委員において、引き続き男女のいずれかが4割を下回らないように努め、市町村、団体などにおいても取組が進むよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について働きかけを行います。
- 県は、能力・実績に基づいた女性管理職の登用を引き続き進めるとともに、市町村においても取組が進むよう、様々な情報を提供し意識の向上に努めます。

[主な取組]

- ・議会、審議会への女性参画を進めるための情報や学習機会の提供
- ・男女共同参画人材バンク*の充実と活用促進
- ・男女共同参画の視点を持ち、各分野で活躍している女性の情報収集、事例紹介

*男女共同参画人材バンク

男女共同参画に関する人材の養成、女性の登用促進等を目的に、講師及び審議会委員等となる人材情報を提供するもので、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）のホームページで紹介しています。

(2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進

- 企業や団体などにおける男女共同参画の取組を促進するため、企業などの積極的な取組を支援します。
- 企業、団体などにおいて役員、管理職の女性登用が促進されるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などの取組について情報提供や研修会などを行います。
- 企業や団体などにおいて、女性自身が目指すことのできる活躍事例を情報収集、情報提供し、女性の参画拡大を図ります。

[主な取組]

- ・企業経営者、団体の長・管理職などを対象としたセミナーや研修会の実施
- ・企業や団体で活躍している女性の情報収集、事例紹介
- ・男女共同参画に積極的に取り組む企業の認定、顕彰 (*鳥取県男女共同参画推進企業認定制度)
- ・企業や団体などにおける役員への女性登用の働きかけ

* 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、広く紹介することにより、県内企業の男女共同参画の普及、推進をしようとする制度

(3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進

- 大学の研究者や医師など、今まで特に女性の参画が進んでいなかった分野で女性の参画が進むよう情報提供するとともに、必要な働きかけや支援を行います。
- 進学や就職指導に際し、性別による固定的な職業観や進学観にとらわれず、個人の希望、能力や適性を考えた進路指導を行います。
- 研究者や女性医師などが、仕事と出産・育児などを両立し、継続して働くことができるよう、職場環境づくりを支援します。

[主な取組]

- ・大学や研究機関における女性の参画状況の把握
- ・女性医師などに対するキャリア形成のための研修、子育てなどにより現場を離れた医師への復帰のための研修など、継続的な就業を可能にするための支援
- ・医療機関における女性医師などの就業環境の整備に対する支援

重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

＜現状と課題＞

男女共同参画意識調査によると、「男女共同参画社会」について知っている人は54.1%であり、「男女の地位」について、「学校教育」では多くの人が平等であると感じていますが、「社会通念・習慣・しきたり」では、男女ともに7割以上の人人が「男性のほうが優遇されている」と感じています。

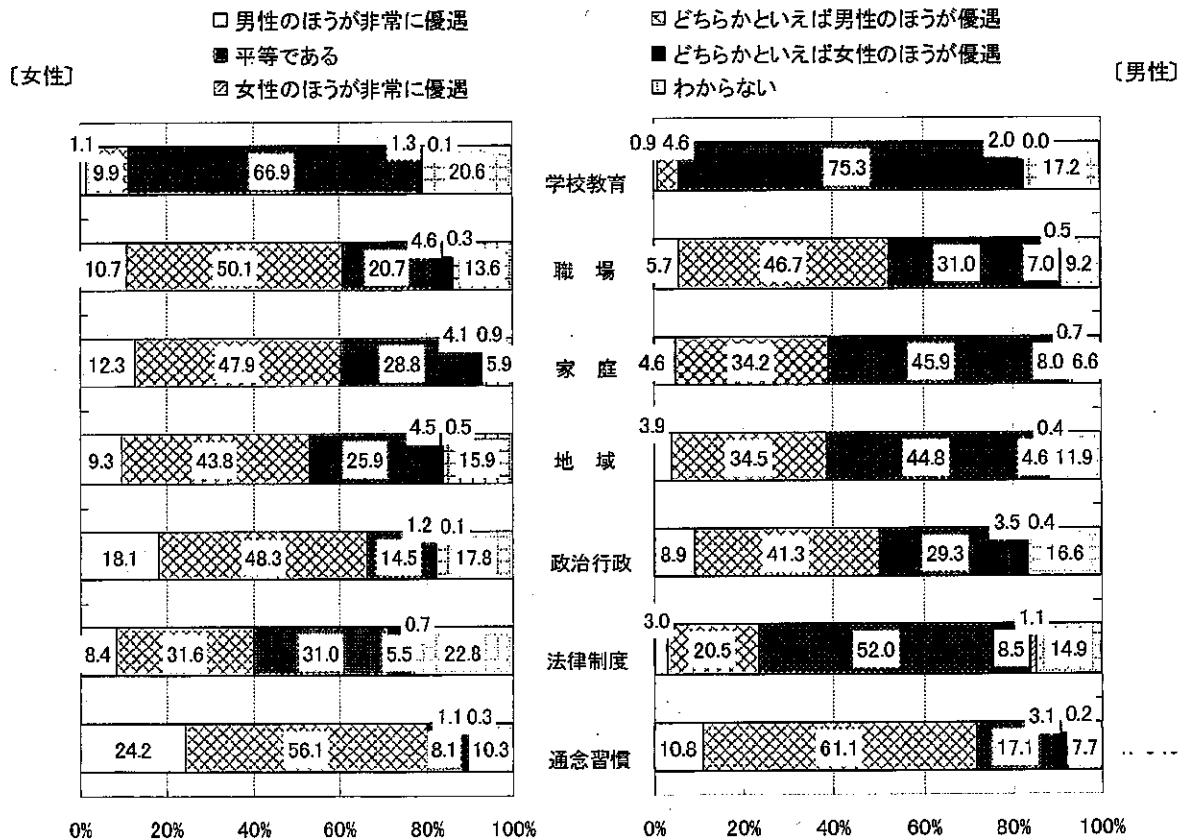
男女共同参画の実現に向けた大きな課題のひとつは、私たちの意識の中に、長い時間をかけて形づくられてきた固定的性別役割分担意識です。このような意識は、時代とともに変わりつつあるもののいまだに根強く残っていることから、男女共同参画についての理解を広げ、定着させるために広報・啓発を充実することが必要です。

また、男女が共に自立し、生き方、能力、適性を考え、多様な選択ができるよう、学校、家庭、地域、職場など、それぞれの場面、分野において、教育・学習の充実を図り、男女共同参画の理解を促進することが必要です。

情報通信技術の発展により携帯電話やインターネットが急速に普及し、メディアが社会に与える影響は大きく、これらを活用した広報・啓発が重要となっています。一方で、表現の自由は尊重されるべきですが、女性や子どもを性的・暴力行為の対象とした表現には人権侵害となるものもあることから、様々な情報を適切に判断し、発信することができる力を養っていく必要があります。

さらに、男女共同参画の推進は国際的な動きと密接な関係があることから、国際社会の一員として、男女共同参画に関する国際的視点を養い、諸外国との交流を進めることや、相互理解を深めることができます。

●男女の地位の平等感



鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年）

施策の基本的方向

(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

- 児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女共生に関する教育の充実を図り、将来親となるための体験学習を推進します。
- 教職員など教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、研修などの取組を促進します。
- 児童生徒が性別による固定的な職業観や進学観にとらわれず、一人ひとりが自らの生き方を考え進路選択する能力を身につけるように指導します。

[主な取組]

- ・学校での教科学習、特別活動などにおける男女共同参画意識の育成
- ・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用促進
- ・教職員などに対する男女共同参画に関する研修の実施
- ・男女共同参画の視点に立った進路、就職指導の充実
- ・多様な選択を可能にするキャリア教育の推進

(2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

- 家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに相手の立場を理解し助け合って暮らしていくよう、学習機会を提供し人材育成を図ります。
- 女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、情報提供や学習機会を充実します。

[主な取組]

- ・男女共同参画の視点を取り入れた生涯学習講座の実施
- ・男女共同参画センターと多様な団体との連携による講座の実施、人材育成
- ・団体、グループなどが企画、開催する事業の支援

(3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進

- 男女共同参画の理解を促進するため、広報紙、ホームページ、新聞、テレビ、インターネットなど様々なメディアを活用し、機会を捉えた広報・啓発活動を実施します。
- 男女共同参画について、男性、子ども、若年層などを含めあらゆる層に対し、男女共同参画社会の意義や必要性について共感できるよう、広報・啓発を進めます。
- 鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）と市町村、民間団体などが連携し、普及啓発を充実します。

[主な取組]

- ・男女共同参画週間などの機会を捉えた県・市町村の広報誌、ホームページ、よりん彩ネットなどを活用した広報の実施
- ・男女共同参画センターの講座実施、市町村、団体などとの連携による普及啓発
- ・男性や若年層を対象とした男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の実施
- ・県の機関が作成する広報・出版物における男女共同参画の視点に立った表現の促進

(4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

- 違法・有害な情報が多様化し、受信も容易になっていることから、インターネットをはじめ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて流れる様々な情報を適切に収集・判断し、活用することができる能力 (*メディア・リテラシー) の向上を図ります。
- 「*鳥取県青少年健全育成条例」に基づき、青少年の健全な育成が図られるよう、フィルタリングの普及促進など社会環境づくりを推進します。

* メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

* 「鳥取県青少年健全育成条例」

青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、青少年の健全な成長に寄与することを目的とし、インターネット上の有害情報への対応、青少年の深夜営業施設への立ち入りの制限などについて、規定しています。

[主な取組]

- ・情報を主体的に収集・判断できる能力を育成する情報教育の推進
- ・教職員を対象とした情報モラルに関する研修の実施
- ・小中学生や高校生のケータイ・インターネットとの関わり方に関する啓発
- ・青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング設定の強化

(5) 國際的視野を持った男女共同参画の推進

- 男女共同参画施策については、「*女子差別撤廃条約」や「*北京宣言及び行動要領」などの国際社会における様々な動きと連動して進められています。県民の男女共同参画の取組への理解を深めるために国際的な動向や国の取組について、情報収集を図り、学習機会を提供します。
- 県内在住の外国人の方々及び北東アジア諸国を始めとする世界の人々との交流を通じて、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を進めます。

[主な取組]

- ・女子差別撤廃条約など国際的な動きについての啓発
- ・北東アジア諸国を始めとする世界各国の人々との交流推進
- ・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援

*女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

1979年（昭和54年）に国連総会でわが国を含む130か国の賛成によって採択され、わが国は1981年（昭和56年）に批准。女子に対するあらゆる差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定しています。

*北京宣言及び行動綱領

1995年（平成7年）、北京（中国）で開催された「第4回世界女性会議」において、世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」と、世界的に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」を採択。「行動綱領」は、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）である」とされ、貧困、教育、健康、暴力など12の重大問題領域における戦略目標と各国がとるべき行動が定められています。

鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）

女性も男性もあらゆる分野で個性と能力を発揮し、ともに参画できる「男女共同参画社会」の実現をめざす拠点施設であり、次の4つの機能をもっています。

《学習・啓発》

- ・男女共同参画に関する様々な講座を企画、実施
- ・広報紙「よりん彩」の発行

《情報提供》

- ・男女共同参画に関する図書、雑誌、行政資料、映像資料などの収集・提供
- ・学習、研修に利用するための資料及び講師情報等の情報相談
- ・よりん彩ネット会員への男女共同参画やよりん彩に関する情報提供

《相談》

- ・生き方、家族や夫婦のこと、人間関係など、不安や迷いを聞き、相談者が自ら問題解決することを応援（無料）

《活動・交流支援》

- ・団体、グループ等が企画、開催する事業の支援

重点目標3 男女や子どもにとっての男女共同参画

＜現状と課題＞

男女共同参画社会は、男女が互いに尊重しながら、責任も分かれ合いつくっていくのですが、男性の多くは男女共同参画について「女性の問題」と認識しがちであり、共感が十分得られていませんでした。

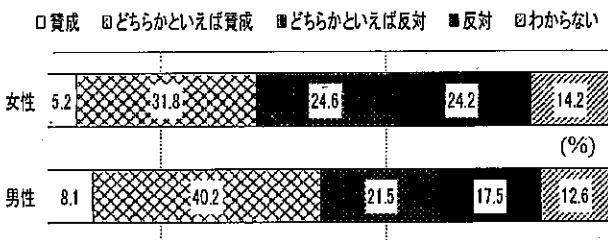
男女共同参画意識調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、10年前に比べると賛成と考える割合が男性は9.3%、女性は4.2%減少していますが、依然女性に比べて男性は賛成と考える割合が高く、固定的性別役割分担意識が男性により強く残っていることがうかがえます。

多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会は、「男性が生計の担い手である」、「男性は弱音をはいてはならない」といった男性自身の性別役割分担意識のもたらす負担感が軽減され、男性にとっても暮らしやすい社会となるものです。核家族化が進む中で、男性が家事、育児、介護に参画し、地域でのネットワークを築いていくことは重要であり、男女共同参画社会について男性の理解を深めるための働きかけが必要です。

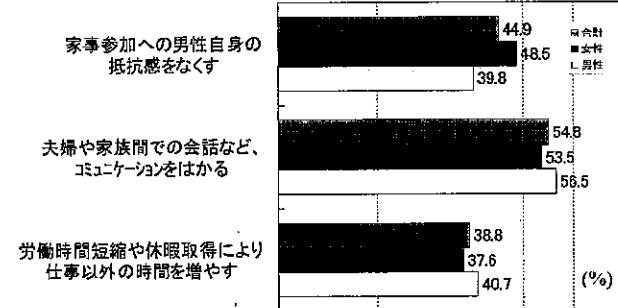
また、将来を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるよう育っていくために、子どもの頃から男女共同参画に関する理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるような取組を進める必要があります。

さらに、子どもたちが健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを支え、安全で安心して暮らせる環境づくりを行うことも重要です。

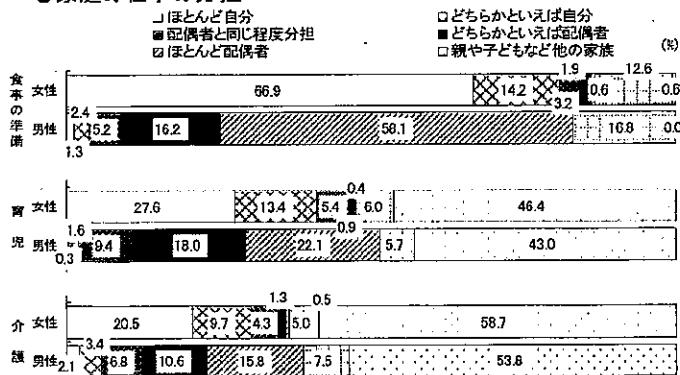
●「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について



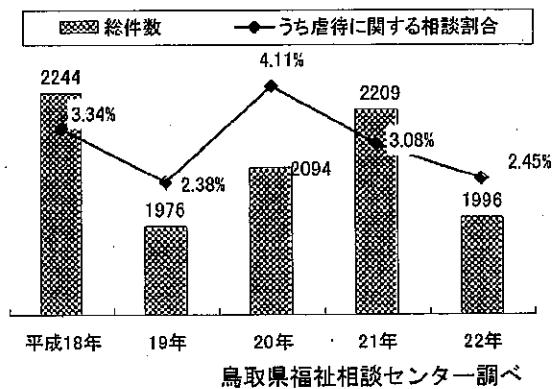
●男性が女性とともに家事等に参加するために必要なこと



●家庭の仕事の分担



●児童相談の受付状況



施策の基本的方向

(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

- 男性の固定的性別役割分担意識を解消し、地域や家庭での男性の責任と参画の必要性や意義について理解を促進するため、広報・啓発活動や学習機会の提供を行います。
- 職場環境の組織風土を変え、働き方の見直しを進めるための企業における研修会などを行います。

[主な取組]

- ・男女共同参画に関する男性向けの研修の実施、広報・啓発
- ・企業への出前講座の実施

(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進

- 男性の子育て・介護や地域活動への参画を促すため、家庭や地域での男性の活躍事例を情報収集し、発信していきます。
- 男性が家庭生活や地域活動に参画し、男女共同参画を実現するため、仕事中心の働き方の見直しを進め、育児・介護休業など仕事と生活の両立のための制度について周知し、職場環境の整備を図ります。
- 精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を整備します。

[主な取組]

- ・男性向けの子育てや家庭生活、地域活動の実践講座の実施
- ・家庭や地域で活躍する男性の情報収集、事例紹介
- ・おやじの会など、男性の地域活動の取組支援
- ・企業への仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての普及啓発
- ・男女共同参画センターでの男性相談の実施

(3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

- 児童・生徒の発達段階に応じ、学習指導要領などに基づき、学校の教育活動全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女共同参画などについて指導の充実を図ります。
- 子どもの頃から男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解を促進し、*キャリア教育を総合的に推進します。
* キャリア教育
児童生徒一人ひとりに、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育です。

[主な取組]

- ・学校における男女共生教育の充実
- ・児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進

(4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備

- 子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制を整備するとともに、関係機関の連携強化を図ります。
- 子どもたちが健やかに成長できるよう、発達段階に応じた適切な性教育、薬物乱用防止、食に関する教育や啓発を行います。

- 次代を担う子どもの成長を社会全体で応援するため、学校、家庭、地域住民などがそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で子どもを支える取組を支援します。
- メディアを通じて流れる様々な情報を適切に収集・判断し、活用することができる能力（メディア・リテラシー）の向上を図ります。

[主な取組]

- ・学校における性教育、薬物乱用防止、食に関する教育の充実
- ・メディア・リテラシー向上のための教育・学習の充実
- ・学校における食育の推進
- ・児童虐待やいじめに関する電話相談窓口の子どもに向けた周知
- ・子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発などの充実
- ・地域ぐるみで子どもの安全を守る環境整備の推進
- ・小児医療体制の充実

重点目標4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

<現状と課題>

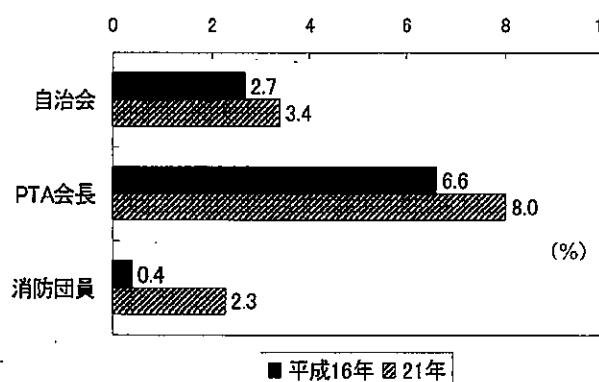
地域では、高齢化・過疎化の進行、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、男女がともに担わないと立ち行かない状況となっています。しかし、自治会役員（会長・副会長）、小中学校PTA役員における女性の割合は低い水準にとどまっており、地域において物事を決める過程への女性の参画は十分とはいえない。男女共同参画意識調査によると、「町内会や地域での男女の地位」については5年前に比べて改善の傾向がみられるものの、いまだ半数近くの人が男性の方が優遇されていると感じています。

地域社会は老若男女で構成され、家族とともに私たちにとって最も身近な暮らしの場です。だれもが住みやすいまちづくりを行うためには、代表者が話し合いをする時も同じような構成でなければ、住民の意見がうまく反映されないでしょう。地域活動に老若男女が参画し、役割を担い、地域における男女共同参画を推進していくことが必要です。

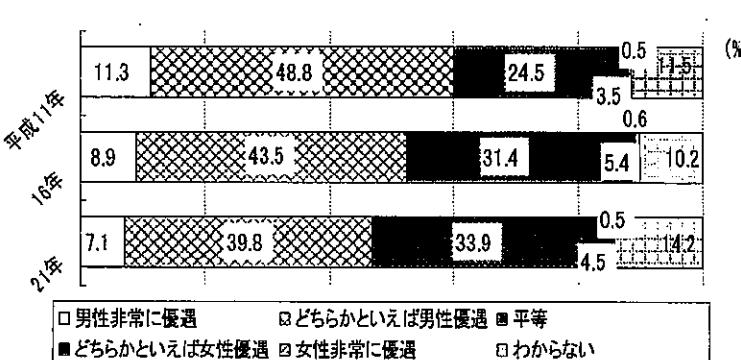
また、地域の防災力を強化するためには、日頃から男女共同参画の視点を取り入れた取組や対策を行うことが重要です。そのためには、防災会議やその他の防災・復興に係る方針決定の場に女性の参画を進め、災害・復興時に起こる様々な問題について、女性、子育て、高齢者などのニーズを踏まえて取り組むことが必要です。

地域おこし、まちづくり、観光、環境などの分野についても、組織運営や活動に男女が参画し、地域の活性化を進めていく必要があります。

●自治会役員、PTA会長、消防団員における女性割合



●「自治会・町内会・地域活動」における男女の地位の平等感



鳥取県男女共同参画推進調査

鳥取県男女共同参画意識調査

施策の基本的方向

(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進

- 防災・復興計画や各種マニュアルの策定には、多様な意見を取り入れる必要があるため、防災会議などの意思決定の場への女性の参画を推進します。
- 被災時、復興時には、女性、子育て、高齢者などのニーズを把握した被災者支援を行います。
- 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう働きかけを行います。

[主な取組]

- ・防災・復興計画を検討する会議等への女性の参画推進
- ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画、各種マニュアルの整備
- ・防災分野で活躍する女性の情報収集と活躍事例の紹介
- ・女性の防火・防災組織の育成、活動支援

(2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進

- 地域経済を活性化するため、男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などの取組を進めます。
- 地域おこし、まちづくりなどに関する女性の人材育成を促進します。

[主な取組]

- ・地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などで活躍する女性の情報収集と活躍事例の紹介
- ・地域活性化を促進するための女性リーダーの養成
- ・地域づくりに取り組むN P O、ボランティア団体などへの活動支援

(3) 自治会やP T Aなど地域活動での男女共同参画の推進

- 固定的性別役割分担意識の解消を図り、自治会、P T A、社会福祉協議会など、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。
- 男女共同参画の重要な拠点である鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）の充実を図り、市町村、関係団体、N P O、ボランティアなど地域活動を行う団体との協働・連携を促進します。
- 防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動への男女とも多様な年齢層の参画を促進します。

[主な取組]

- ・自治会、PTAなどでの男女共同参画に関する理解を深めるための講座の実施
- ・地域における方針決定過程への女性の積極的参加を促す講座の実施
- ・地域で積極的に活動する団体などの活動支援、人材育成
- ・防犯、子育て支援などの地域活動への支援

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり

<現状と課題>

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、女性が働く上での法制度は整備されてきました。一方で、男女共同参画意識調査によると「職場での男女の地位」について、男女ともに半数以上が男性の方が優遇されていると感じています。

本県の女性の就業率は51.7%（平成19年）と全国的にも高く、20歳代後半から30歳代の女性の労働力率は徐々に上昇しているものの、いまだに*M字カーブを描いており、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。また、女性の賃金は男性の約7割程度であり、男性に比べ女性はパートなど非正規雇用の割合が高く、企業における女性の管理職は少ない状況にあります。

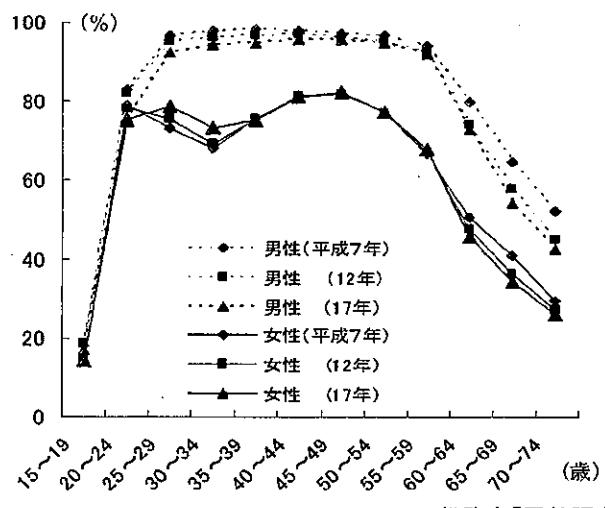
企業の顧客の半分は女性であると考えると、お客様の立場に立った営業活動を行うためには、営業方針や販売戦略を考える場に女性が参画することは重要です。こうした女性の能力活用は、企業の競争力を一層強化するための重要な経営戦略であり、経済の活性化につながるものです。男女の労働者間にある事実上の格差解消を図り、男女の均等な機会や待遇の確保を実現するため、男女雇用機会均等法の着実な実施はもとより、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進や雇用環境の整備などに取り組むことが必要です。

働くことは私たちに与えられた権利です。働きたい人が性別にかかわりなく、その能力を十分発揮し就業を継続できるよう、固定的性別役割分担意識の解消を図り能力・実績に基づいた登用を行うことが必要です。また、女性の就業意識や能力を高めるために、意識啓発や能力開発などを推進することも必要です。

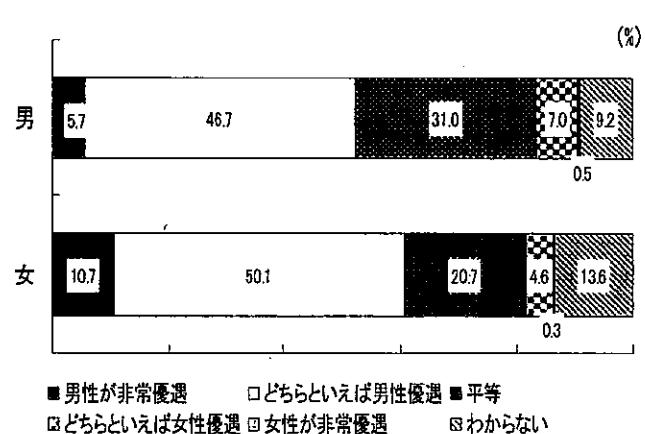
* M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する（せざるを得ない）女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、アメリカやスウェーデンなどの欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

● 年齢階級別労働力率(鳥取県)



● 男女の地位の平等感(職場)



総務省「国勢調査」

鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

施策の基本的方向

(1) 女性の能力発揮を進めるための支援

- 企業、団体などの自主的な取り組みを促進するため、男女共同参画に積極的に取り組む企業や団体を支援します。
- 女性労働者の職業能力向上を図るため、知識や技術の習得などを支援するとともに、意識啓発や情報提供を行います。

[主な取組]

- ・男女共同参画に積極的に取り組む企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定制度）、取組事例の紹介
- ・男女共同参画に関する企業内研修会の開催支援
- ・訓練ニーズと求人ニーズを考慮した様々な職業訓練の実施
- ・託児サービス付職業訓練の実施

(2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法律を理解し、社内で男女共同参画を進めしていくことは*企業の社会的責任（CSR）の視点からも重要であるため、企業の経営者や労務管理担当者などに対して意識啓発や情報発信を行います。
- 職場における差別的な待遇などについて労働者、経営者双方からの個別紛争の解決を図るために、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

* 企業の社会的責任（CSR : Corporate Social Responsibility）

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求め考え方のことです。

[主な取組]

- ・労働者、経営者双方からの労働・雇用に関する相談への助言や情報提供、労働セミナーの実施
- ・事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の周知など職場環境改善に向けた啓発、労務管理について助言・制度紹介を行うアドバイザーの派遣、社内研修への講師の派遣
- ・男女共同参画に積極的に取り組む企業（鳥取県男女共同参画推進企業）に対する支援策の検討実施
- ・企業や自治体など組織のトップを対象としたセミナー、研修会の実施

【参考】

[雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律]

労働者が性別にかかわらず、雇用の分野における均等な機会を得て、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることなどを目的とした法律

〈略称：男女雇用機会均等法〉

[育児休業、介護休業等育児又は家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律]

育児休業、介護休業、子の看護休暇に関する制度などを設け、子の養育や家族の介護を行なう労働者の雇用の継続、再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立を支援するための法律 〈略称：育児・介護休業法〉

重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

<現状と課題>

少子高齢化が進み雇用環境が変化する中で、家族が安心して暮らし、男女がともに地域の一員として責任を果たしていくために、職場中心のライフスタイルから職場・地域・家庭のバランスのとれた生活への見直しが求められています。

男女共同参画意識調査によると、*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている人は半数程度であり、男女ともに多くの人が仕事と生活の調和を望んでいますが、現実は男性は「仕事」、女性は「仕事と家庭生活」を優先しており、理想と現実には差があります。共働き世帯率は34.4%（平成17年）と全国でも上位ですが、共働き世帯の男性が、家事、子育て、介護などに費やす時間は女性の7分の1程度であり、女性の負担が大きくなっています。

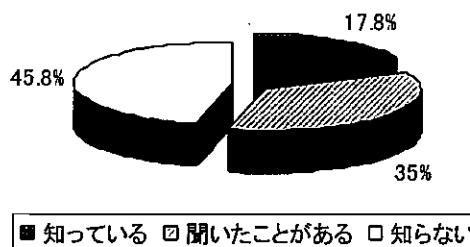
仕事と生活の調和は、個人の生活の充実はもとより、企業においても有能な人材の確保や生産性の向上をもたらし、経済社会全体の活性化につながるものであります。仕事と生活の調和の必要性について理解促進を図るため、取組のメリット、取組事例などを効果的に発信し、取組の輪を広げていくことが重要です。

また、本県の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子どもの数）は、全国平均を上回っているものの、少子化傾向は深刻な問題です。子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができる社会の実現に向けて、多様なライフスタイルに対応した、保育所、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブなどの子育て支援の充実を図っていくことが必要です。

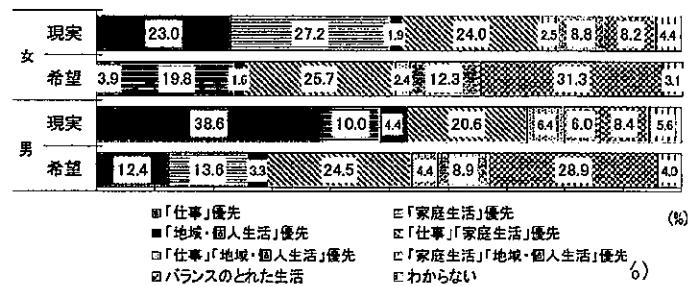
* 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

●ワーク・ライフ・バランスの認知度



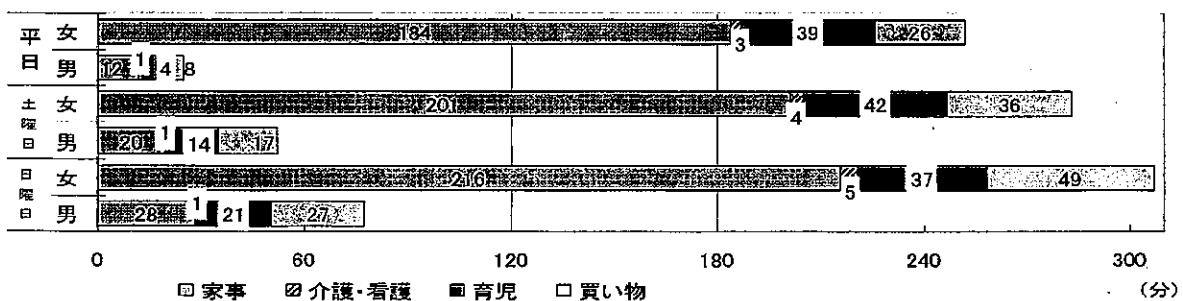
●仕事と生活の調和に関する希望と現実



鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

●共働き世帯の男女の家事関連時間(鳥取県)



総務省「社会生活基本調査」(平成18年)

施策の基本的方向

(1) 仕事と生活の調和についての理解の促進

- *「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和が、企業や社会経済の活性化や個人生活の充実につながるということについて、効果やメリットを示しながら、理解の促進を図ります。
- 企業経営者の意識改革を働きかけるとともに、企業、労働者がともに働き方を見直し、仕事中心から、仕事と子育て・介護の両立、趣味や学習、地域への参画など具体的な行動につながるよう、広報・啓発を進めます。

[主な取組]

- ・ 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
 - ・ 職場環境改善に向けたセミナーの開催
 - ・ 男性の家事・育児、地域活動への参画を促進するための学習機会の提供
- *「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
平成19年12月に経済界、労働界、閣僚、地方の代表者で構成する「官民トップ会議」において策定された憲章及び行動指針。平成22年6月には施策の進み具合や経済情勢の変化を踏まえて新たな合意が結ばれました。
憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示しています。
行動指針は、企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を示し、年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率などの数値目標を設定しています。

(2) 仕事と生活の調和を推進する取組の支援

- 事業主、労働者に対して、職場環境の改善に向けた助言、情報提供を行い、人生の各段階に応じて多様な働き方を選択・実現できる、働きやすい職場環境づくりを進めます。
- 事業所や労働者の取組を応援する各種支援制度の周知を図るとともに、仕事と生活の調和や男女共同参画に積極的に取り組む企業を支援します。
- 男性の育児参加を促進するため、父親の育児休業取得に取り組む企業を支援します。

[主な取組]

- ・ 職場環境改善支援に向けた社内研修への講師派遣、事業主、労働者双方に対する助言、情報提供
- ・ 労務管理のアドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、職場の環境改善の助言や各種助成制度を紹介
- ・ 男女共同参画に積極的に取り組む企業の認定、頸彰（鳥取県男女共同参画推進企業認定制度）、取組事例の紹介
- ・ 父親に育児休業を取得させた事業主に対して助成金を支給

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

- 仕事と家庭の両立を図るため、育児・介護休業制度や短時間・短日数勤務制度の導入など、それぞれのライフスタイルに対応した働き方の普及に努めます。
- 延長保育や病児・病後児保育など利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図り、放課後児童クラブなどを支援します。
- 子育てや介護の不安を解消するため、地域における子育て・介護の支援拠点やネットワークの充実を図ります。
- 安心して子育てができる「子育て王国鳥取県」を目指して、「子育て王国とっとりプラン」に基づき、地域で子育てを支援していくため、「*子育て王国とっとり建国運動」を積極的に進めます。

[主な取組]

- ・ 保育サービスの充実
- ・ 企業の子育て環境の整備を進めるため、*鳥取県家庭教育推進協力企業制度の普及
- ・ 地域における子育て支援体制の構築促進
- ・ 認定こども園や放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、地域子育て支援センターの設置促進、多子世帯の保育料の軽減、小児医療費の助成
- ・ とっとり子育て隊の登録の促進、「とっとり育児の日（毎月19日）」の呼びかけなどにより、家庭・地域・企業など社会全体で子育てを積極的に進めていく気運を高める

*鳥取県家庭教育推進協力企業制度

企業内で、家庭教育支援となる職場環境づくりのための取り組みを進めていくための制度で、企業と県教育委員会が協定を結び、協力企業の取組内容を広くPR、企業への情報提供などにより取組を支援していく制度です。

【参考】

[子育て王国とっとりプラン]

安心して子育てができる「子育て王国鳥取県」を目指した5年間（平成22年度から26年度まで）の計画

- 施策体系 I 地域社会みんなで子育てを応援
- II 子どもを安心して育てられる快適、安心な環境づくり
 - III 結婚、妊娠、出産のトータル支援の充実
 - IV 子育て家庭を支える子育てサービスの充実
 - V 子どもの生きる力の育成と教育の充実
 - VI 要保護児童・要支援家庭等への取組
 - VII 職業生活と家庭生活との両立等

*子育て王国とっとり建国運動

子育て王国とっとりプランの重点事業の一つ。県民一人ひとりが、子育てを自らのこととして、地域で子育てを実践していく機運を醸成するとともに、子育て支援の活動を実践する団体や企業などを増加させるなどして、地域全体で子育て・人育てを推進していく運動です。

○とっとり子育て隊

個人・団体・企業のそれぞれの立場において、自主的に実践していただける子育て支援活動を登録してもらう制度。

○とっとり育児の日の設定（毎月19日）

重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

<現状と課題>

県内の農業就業人口は女性が男性を上回っており、生産、加工・販売など幅広い分野で主要な担い手となっています。しかし、*農業委員、農業協同組合における正組合員や総代に占める女性割合は、従事する割合に比べると依然として低い水準にとどまっています。このため、地域社会や職種に根強く残る慣行を見直し、男女ともに固定的性別役割分担意識の解消を図り、方針決定過程への女性の参画を促進していくことが必要です。

また、農林水産業、商工業などの自営業に従事している女性は、生産、経営面で重要な役割を担っているにもかかわらず、その果たす役割に見合った評価がされていない側面があります。女性が経営や事業運営のパートナーとして意欲とやりがいを持って農業経営に参画できるようにするために、*家族経営協定の普及を促進することが必要です。様々な分野で女性が起業して活躍することは、地域社会や経済の活性化につながることから、起業活動などへの支援を通じ、女性の能力発揮を促進し、経営参画を図ることも必要です。

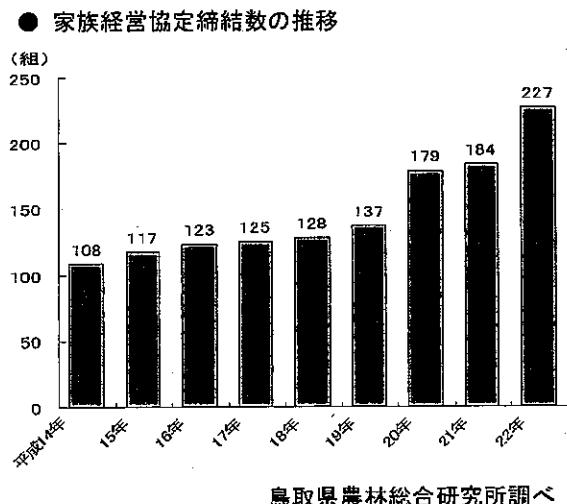
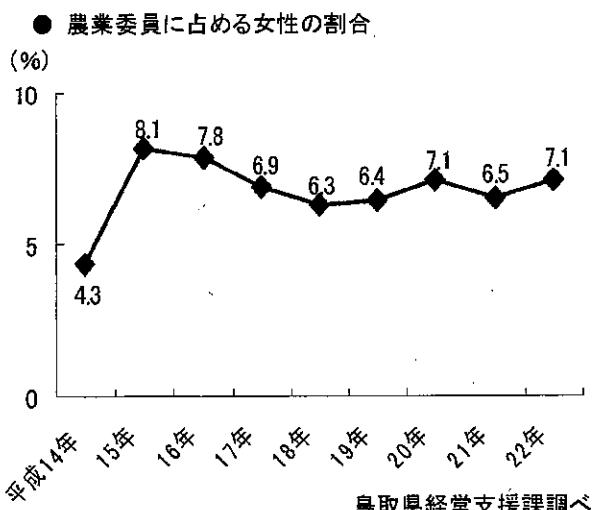
また、家族経営が多い農林水産業、商工業などの自営業は、労働と生活時間が不明確であることから、家事・育児・介護などに関わる女性の負担軽減などについて、家族間で十分に話し合い、仕事と生活の調和を進めていく必要があります。

*農業委員

農業委員は、農業者の中から公選によって選出される「選舉委員」と、各農業団体や学識経験者から市町村長により選任される「選任委員」で構成されます。

*家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定を指します。



施策の基本的方向

(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進

- 農業委員や農業協同組合、商工団体などへの女性役員の登用が進むよう、男女共同参画に向けた普及啓発や女性の知識向上のための研修などを行います。また、森林組合、漁業協同組合についても女性役員の登用が進むよう働きかけを行います。
- 地域に根強く残る固定的性別役割分担意識の解消を図り、農林水産業や商工業の担い手が男女ともに能力發揮し評価されるよう、男女共同参画の理解促進についての普及啓発を進めます。

[主な取組]

- ・商工団体などが行う講習会、研修会への支援
- ・女性農業委員などの能力向上を図るために情報提供、研修会などの開催
- ・市町村、農林水産関係団体などと連携した、集落の地縁組織、生産組織などへの男女共同参画に向けた啓発活動

(2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

- 農林水産業や商工業などの自営業においては、家族の経営上の地位を明確にすることが必要です。家族経営協定締結の促進、女性の経営参画、労働環境の整備を図るための取組を支援します。
- 女性の経営能力向上を図るため、農業技術、経営ノウハウなどの専門的知識の向上を図る取組を支援します。
- 農林水産業を活性化するため、農山漁村の地域資源を活用した加工、直売、農家レストラン、農業・農村体験など、*6次産業化への女性の取組を支援します。
- 様々な分野で女性が起業して活躍できるよう、起業活動、新たな事業活動などの取組を支援します。

*6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産業を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。

[主な取組]

- ・家族経営協定締結の推進とフォローアップ
- ・女性の経営管理能力の向上や生産技術習得などに向けた研修、情報提供
- ・女性自営業者、女性グループなどの地域活動、生産活動、起業活動への支援

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標 8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

<現状と課題>

本県の65歳以上の人口は154,147人（平成21年推計）で、高齢化率は26.1%と全国平均を上回り、高齢者の単身世帯が増加しています。身体障がい者手帳などを所持する障がい児・者は増加傾向にあり、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、家族のみならず地域や社会全体で支える仕組みが必要となっています。

また、県内に在住する外国人の単身世帯は増えており、言葉や生活習慣、文化などの違いの中で孤立しないよう、相談体制やボランティア活動を充実し、多文化共生社会づくりを進める必要があります。ひとり親世帯も増加しており、母子世帯の母親の就業状況は、臨時・パート労働者が3割強、年収200万円未満の世帯が約半数であるなど、家計や子どもの養育面に不安を抱えています。

社会情勢の変化に伴い雇用・就業環境が厳しさを増す中で、生活上の困難に直面する人が増加しており、ほとんどの年代において、男性に比べて女性の方が経済的に困難な割合が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯などで高くなっています。年齢、障がい、言語、性別などにかかわらず、すべての人が安心して、自立した日常生活を送ることができるよう、*ユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすい社会づくりに向けて、生活や就業についての支援を行うことが必要です。

障がいがあること、外国人であること、同和問題などに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、適切な支援を行う必要があります。近年では*性的マイノリティの人々の問題も表面化しており、人権尊重の視点からの配慮が必要です。

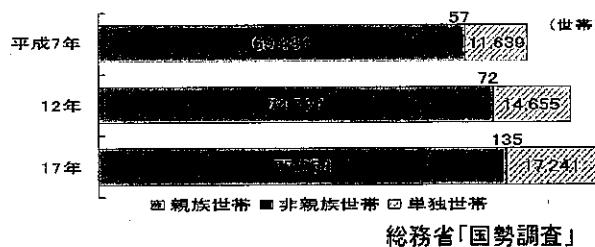
*ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体の状況など、それぞれの人が持つさまざまな違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方のことです。

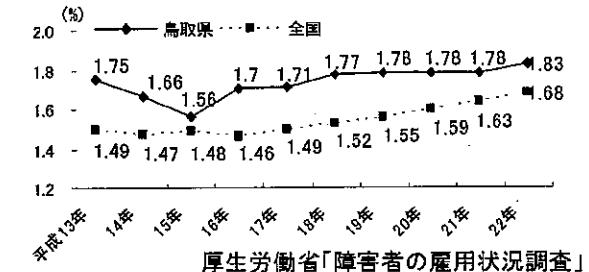
*性的マイノリティ

性同一性障がい者など性自認に関して少数者である人、同性愛者や両性愛者など性的指向に関して少数派である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などを指します。

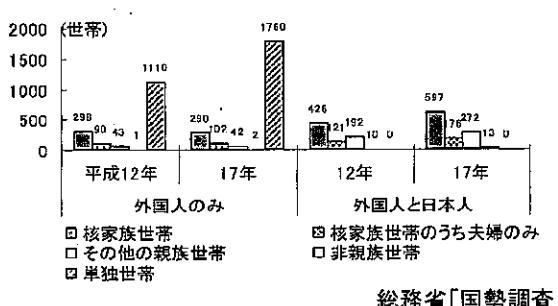
● 65歳以上のいる世帯の推移(鳥取県)



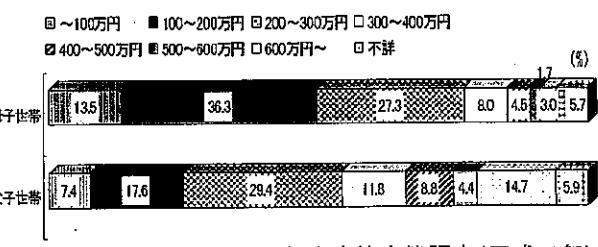
● 民間企業における障がい者雇用率の推移



● 外国人のいる世帯の類型(鳥取県)



● ひとり親世帯の年間総収入額(鳥取県)



施策の基本的方向

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らすことは、自立した日常生活を過ごす上で重要です。高齢者の地域活動を支援し、道路や駅などのバリアフリー化などを推進します。
- 高齢者が悪質商法、振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、安全に暮らせる環境整備を進めます。
- 家族介護者の負担軽減を図り社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

[主な取組]

- ・地域活動、スポーツ・芸術活動など、高齢者の社会参加の促進
- ・ユニバーサルデザインに関する研修の実施
- ・高齢者に対する成年後見制度や消費者被害防止のための普及啓発の推進
- ・介護サービスの質、ケアマネジメントの質の向上、地域ケアネットワークづくりの推進など、医療・福祉サービスの向上
- ・介護における男女共同参画意識の啓発

(2) 障がい者の自立した生活に対する支援

- 障がいのある人がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう環境の整備を図り、生活や就労の支援を行います。
- 障がいのある人が暮らしやすい社会の実現に向けて、様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発、広報活動を積極的に推進します。

[主な取組]

- ・職業能力・就労意欲を高める訓練の実施、職場開拓支援員による職場開拓など、雇用の場の拡大、多様な就労形態の充実
- ・相談支援体制の充実
- ・障がいの特性などを理解し、配慮や手助けなどを実践する「あいサポート運動」の推進

(3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

- 県内で働き、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備を進めます。
- 医療、保健・福祉サービスの充実、子どもの就学の実態を踏まえた支援を行います。
- 就労環境の整備、住みやすい住環境の整備を進めます。

[主な取組]

- ・外国人が日常生活を送る上で必要な情報をメールマガジンの配信やホームページにより多言語で提供
- ・国際交流コーディネーターによる日常生活上のトラブル、育児や教育の悩み、労働問題などに関する相談対応の充実、国際交流財團におけるサービスの周知
- ・日本語クラスの開催などによる日本語学習支援
- ・医療、保健、福祉における通訳の支援

(4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

- 生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就業支援など地域での生活を総合的に支援します。
- 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発を進めます。

[主な取組]

- ・ひとり親家庭への児童扶養手当の支給、自立のための職業・教育訓練給付、保育環境の整備など総合的な支援
- ・女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々などについての人権教育や啓発
- ・性別による権利侵害に対する人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる支援

重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

暴力は、その対象の性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。配偶者などからの暴力 (*DV：ドメスティック・バイオレンス) や性犯罪、ストーカー行為、*セクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会づくりを行うことが必要です。

また、近年、福祉相談センターなどで受けたDVに関する相談は、件数、割合ともに増加傾向にあり、男女共同参画意識調査によると、この5年のあいだに、女性で16人に1人、男性で50人に1人がDVの被害を受けたことがあると答えています。

配偶者などからの暴力は、家庭内において行われることが多いため、周囲が気づかないうちに被害が深刻化しやすいという特性があります。「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(DV防止・被害者支援計画)」に基づき、被害者が相談しやすい体制を整備し、関係機関と連携して、被害者の保護や心身の回復や生活の支援などを行うことが重要です。

また、交際相手からの暴力 (*デートDV) も問題となっており、若者を被害者にも加害者にもしないために、予防教育・啓発の取組が必要です。

* DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のことをいいます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」(平成13年法律第31号)では、①被害者と加害者の関係が配偶者(事実婚、元配偶者も含む。)に限定 ②被害者の性別は問わないものを対象とされています。殴る、けるといった身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれます。

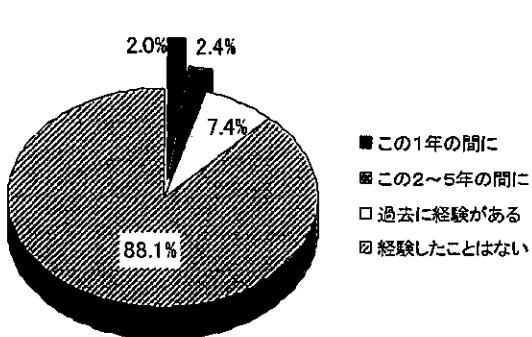
* セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えた、不快感を与えて生活環境を悪化させることをいいます。

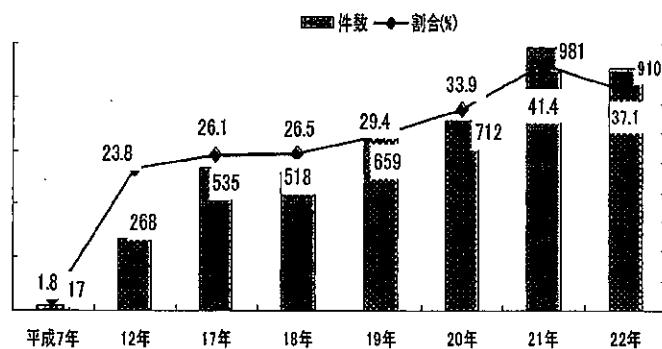
* デートDV

親密な関係になったボーイフレンド、ガールフレンドの間で起こる「暴力で相手を支配しよう」とする犯罪を含む人権侵害です。

●DV被害の経験



●DV相談件数の推移



鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

鳥取県青少年・家庭課調べ

施策の基本的方向

(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり

- DV防止・被害者支援計画の取組を推進し、関係機関との情報共有や連携を図り、組織的に被害者支援を行います。
- DVの被害者・加害者を発生させないために、地域、職場、学校などでDVについての認識を深める研修、啓発を行います。

[主な取組]

- ・メディアやホームページを活用した広報、街頭キャンペーン・講演会などの普及啓発活動の実施
- ・地域、学校などでDVの予防啓発や相談支援を行う人材養成
- ・中学校・高校における人権教育、デートDVの未然防止のための教育の実施

(2) 安心して相談できる体制の充実

- 被害者への適切な対応を行うため、技術や知識の習得や二次的被害を防止するための研修体制を充実します。
- 被害者の置かれている様々な状況に適切に対応できるよう、DV相談支援センターの機能を強化し、安心して相談できる体制を整備します。

[主な取組]

- ・DV相談支援センターの相談機能の強化
- ・性犯罪被害者に係る相談窓口の周知
- ・被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備
- ・DV加害者電話相談の実施

(3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進

- 被害者の緊急保護支援、一時保護施設の充実など、安全な保護体制づくりを進めます。
- DV被害者が新たな場所で自立するため、関係機関と連携し、住宅の確保、就労、子どもの養育、心身のケアなどについての支援を行います。
- 性犯罪被害者が被害を訴えることを躊躇せず、必要な相談を受けられる相談体制、被害直後から中長期にかけて支援が受けられる体制を整備します。
- ストーカーに関する相談・申出を受けて、警告等の行政措置や被害者保護活動を的確に行うための体制を整備します。

[主な取組]

- ・DV被害者の公営住宅への優先入居などの住宅確保、就労支援
- ・性犯罪、ストーカー行為などの被害者の立場に立った適切な支援・相談の実施
- ・一時保護施設で被害者の心のケアを行う職員の配置に対する支援

(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- セクシュアル・ハラスメントは対象となった個人を深く傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げたり生活に深刻な影響を与える社会的に許されない行為です。職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を進めるため、事業主が構すべき措置や相談体制の整備などを普及啓発を進めます。
- 地域、教育の場、その他の活動の場においても、セクシュアルハラスメントの防止対策を進めます。
- 被害者の精神的ケアを行う体制を整備・充実します。

[主な取組]

- ・研修会などへの講師派遣、パンフレットの配布などによる法律・制度の普及啓発
- ・男女共同参画に積極的に取り組む企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定制度）
- ・専門的な知識を持つ者による適切な相談対応

【参考】

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」

暴力を許さない社会づくり及び被害者の支援のための体制の整備・充実について定めており、県、市町村などの関係機関、民間団体などが相互に連携し、協働して施策を進めることとしています。

「DV相談支援センター」

DV被害を含めた女性に関する相談・支援を行うため、婦人相談所、中部・西部心と女性の相談室をDV相談支援センターとして位置付け、夜間や土日・祝日にも電話相談を実施し24時間体制としています。

①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行います。

重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援

<現状と課題>

男女がお互いの体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つて生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。

- 特に女性は妊娠・出産する可能性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を認識し、性差に応じた健康を支援する取組が必要です。

また、本県の死亡原因のトップは男女ともにがんが約3割を占めており、そのうち女性は、乳がん・子宮がんが約1割となっています。男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康診断の定期的受診や生活習慣病予防を働きかけ、生涯を通じた健康の保持増進を進める必要があります。男性の自殺者数は女性の3倍近くで推移しており、女性に比べて悩みを周囲に相談しにくく精神面で孤立しやすい側面などもあることから、相談体制の充実を図ることが必要です。

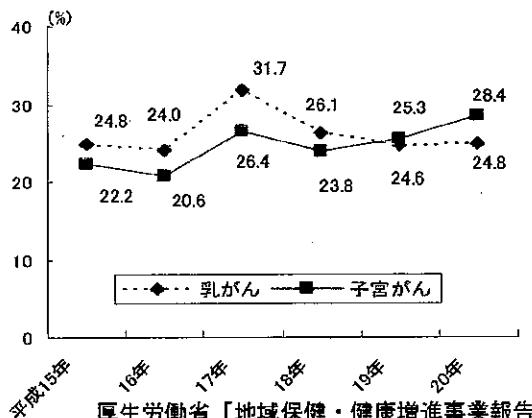
さらに、HIV／エイズなどの性感染症、薬物乱用など健康をおびやかす問題について、教育・啓発を充実し、正しい理解を進める必要があります。

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

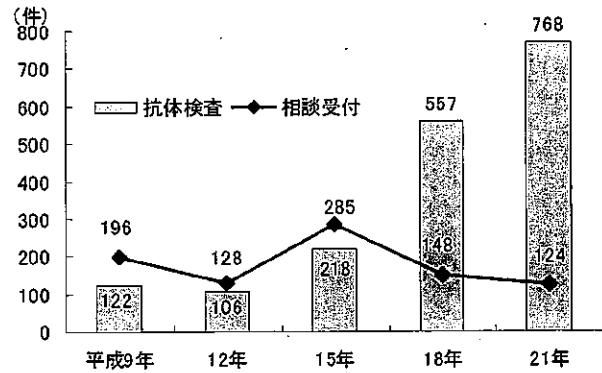
また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

●女性のがん検診受診率（鳥取県）



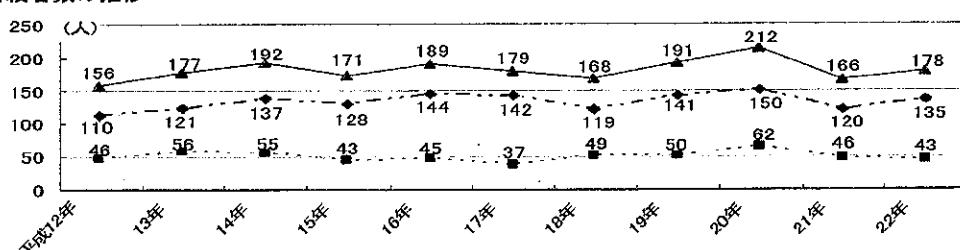
厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

●保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数（鳥取県）



厚生労働省「エイズ発生動向年報」

●自殺者数の推移



鳥取県警察本部調べ

施策の基本的方向

(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進

- 女性の健康をめぐる様々な問題について、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた健康の保持増進を進めます。
- 男女が、その健康状態に応じて相談しやすい体制の整備を図り、がん検診の受診促進、生活習慣病や自殺の予防、喫煙飲酒対策など、生涯を通じた健康保持・増進を進めます。

[主な取組]

- ・健康の保持増進のための相談体制、普及啓発、健康診断・保健指導の推進
- ・男女それぞれの性差に応じたがん検診、生活習慣病や自殺の予防などに関する普及啓発
- ・性差医療の推進や男女の違いに配慮した介護予防対策の推進

(2) 妊娠・出産などに対する健康支援

- 妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、地域において安心して子どもを生み育てることができるよう支援体制を充実します。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識の普及を図り、命を大切にする、望まない妊娠を防ぐという観点を含め、発達段階に応じた適切な性教育・啓発を行います。

[主な取組]

- ・妊娠から出産までの一貫した保健・指導、医療などのサービスの提供
- ・*周産期医療や小児医療体制の充実
- ・女性健康支援センター（各保健所）における妊娠・出産や中絶などに関する相談の実施
- ・不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実
- ・発達段階に応じた適切な性教育の推進
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい知識の普及啓発

*周産期医療

「周産期」とは、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。

周産期を含めた前後の期間における医療は、突然的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されています。

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- HIV／エイズをはじめとする性感染症は、健康に大きな影響を及ぼすものであるため、その予防から医療体制の充実など、総合的な対策を推進します。
- 薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪につながる行為であるため、薬物に対する正しい知識や、薬物乱用を防止するための教育・啓発を行います。

[主な取組]

- ・HIV／エイズなどの性感染症の予防に関する普及啓発
- ・性感染症にかかる医療、検査、相談体制の充実
- ・性感染症や薬物乱用と健康の関係について、正しい理解を進めるための学校教育の充実

第4章 計画の推進体制

1 県における推進体制の充実

①鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を入れ庁内の各部局が連携し取り組んでいくため、男女共同参画推進課を事務局とし、副知事を座長に各部局長などで構成する鳥取県男女共同参画行政推進会議を設置しています。男女共同参画計画に関する施策の点検、進捗管理や具体的な取り組みについて議論し、積極的な取組を進めます。

②鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）（鳥取県男女共同参画推進条例第11条）

男女共同参画社会の実現をめざす拠点施設として、平成13年4月に倉吉未来中心に鳥取県男女共同参画センターを設置し、男女共同参画に関する様々な研修の実施、図書、ビデオの貸し出し、情報提供、相談事業、活動支援などを行っています。時代の変化や県民のニーズを踏まえた啓発活動を実施するとともに、情報収集・発信能力の向上や男性の利用促進、市町村や民間団体などとの協働・連携により機能の充実・強化を図り、地域における男女共同参画の一層の推進を図ります。

③鳥取県男女共同参画審議会（鳥取県男女共同参画推進条例第32条～38条）

鳥取県男女共同参画計画の策定及びその他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、附属機関として設置しています。審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、男女いずれかの一方が4割未満とならないこととしています。男女共同参画施策の推進状況について審議し県に提言します。

④鳥取県男女共同参画推進員（鳥取県男女共同参画推進条例第23条～31条）

県民や事業者からの男女共同参画に関する苦情又は不服の申出を、調査し処理する附属機関です。男女それぞれ2人で審査を行います。DV被害者であるときなどはその理由を付し、氏名、住所などを明らかにしないで申し出ることができます。男女共同参画推進員制度について、一層の周知を図る必要があります。

2 市町村、企業、民間団体、NPOなどとの連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、職場など社会の様々な場面で取り組みを進めていくことが必要です。このため、市町村、企業、民間団体、NPOなどとの連携を強化し、一体となった取り組み体制を整備し、充実します。

3 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策の実施状況や数値目標の達成状況などをとりまとめ、毎年白書として公表します。あわせて、市町村の男女共同参画の推進状況について、男女共同参画マップとしてとりまとめ公表します。

参 考 資 料

○第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標
(平成23年11月末現在)

○第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的の施策
(平成23年8月末現在)

第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

★は新規項目

項目	現状		目標値	関連計画・調査等	所管課
女性消防団員数	132人	H22.10	250人	H28	消防防災課
★ 県の地方公務員採用者(大学卒業程度)に占める女性の割合	26.9%	H21	30%程度	H28	国第3次基本計画 人事企画課
★ 県の課長相当職以上に占める女性の割合	10.8%	H22.4	12%程度	H28	
県の審議会等における女性委員の割合	40.3%	H22.4	40%以上	H28	鳥取県男女共同参画推進条例 人事企画課 男女共同参画推進課
男女共同参画を知っている県民の割合	54.1%	H21	100%	H26	国第3次基本計画 鳥取県男女共同参画意識調査
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について反対する割合	44.8%	H21	55%	H26	
★ 「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	12.0%	H21	25%	H26	鳥取県男女共同参画意識調査 男女共同参画推進課
★ 子ども会役員における男性の割合	22.1%	H22	40%	H28	
★ 男性の育児休業取得促進を働きかけている事業所の割合	6.2%	H21	15%	H26	鳥取県ワーク・ライフ・バランス企業調査
男女共同参画推進条例制定市町村数	14	H22	19	H28	国第3次基本計画 鳥取県男女共同参画意識調査
自治会役員における女性の割合	2.7%	H22	10%	H28	
★ 「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	33.9%	H21	50%	H26	鳥取県男女共同参画意識調査
男女共同参画交流室設置市町村数	7	H22	19	H28	男女共同参画センター
男女共同参画人材バンク登録者数	94人	H23.3	200人	H28	
★ よりん彩ネットの会員数	212会員	H22	400会員	H28	男女共同参画推進課 子育て応援課
★ よりん彩事業参加者における男性の割合	27.0%	H22	40%	H28	
★ 仕事を持つ男性の育児・家事関連時間	1日34分	H18	1日60分	H28	小中学校課
★ 小中学校の教頭以上に占める女性の割合	24.3%	H22.5	30%程度	H28	
★ 高等学校の教頭以上に占める女性の割合	4.3%	H22.5	10%程度	H28	高等学校課
★ 特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	43.5%	H22.5	40%程度	H28	特別支援教育課 小中学校課
★ 公立中学校における職場体験の実施状況	98.3%	H22	100%	H28	
★ 公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	65.4%	H22	75%	H28	高等学校課

B 職場、家庭及び地域において多様な生き方を選べる社会の実現

★は新規項目

項目		現 状		目 標 値		関連計画・調査等	所 管 課
県職員 （知事部局）	男性職員の育児休業取得率	4.95%	H22	10%以上	H26	子ども・子育て応援プログラム（鳥取県特定事業主行動計画）	人事企画課
	年次有給休暇の取得日数	年平均 10.4日	H22	年平均 12日	H26		
	年間360時間以上の時間外勤務を行った職員の割合	12.1%	H22	10%	H24		
	鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	398社	H22	600社	H28	鳥取県の将来ビジョン	
★	「職場」において男女の地位が平等であると考える割合	25.1%	H21	50%	H26	鳥取県男女共同参画意識調査	
★	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている県民の割合	17.8%	H21	50%以上	H26	国の第3次基本計画	
★	育児休業制度がある事業所の割合	87.0%	H21	100%に近づける	H26	鳥取県ワーク・ライフ・バランス企業調査	男女共同参画推進課
★	介護休業制度がある事業所の割合	79.7%	H21	100%に近づける	H26		
★	育児・介護のための短時間勤務等を利用できる事業所の割合	68.5%	H21	100%に近づける	H26	国の第3次基本計画	
	ファミリー・サポート・センターのサービスが利用できる市町村数	16	H22	19	H26		
	延長保育利用人数 〃 設置か所数	1,243人 133か所	H21	1,524人 132か所	H26		
	一時保育利用人数 〃 設置か所数	151人 65か所	H21	192人 66か所	H26	子育て王国とつりプラン	
	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置している小学校校区の割合	90.6%	H21	95%	H26		
★	子育て応援パスポート協賛店舗数	1873店舗	H22	2500店舗	H26		
★	地域子育て支援拠点事業	46か所	H22	51か所	H26		
★	とつとり子育て隊認定数	2484隊	H22	5425隊	H26		
	農業協同組合における女性正組合員の割合	18.1%	H22	30%以上	H28		
	農業協同組合の支店における女性運営委員の割合	10.8%	H22	20%以上	H28	JA鳥取で設定されている数値目標	農政課
	農業協同組合における女性総代の割合	7.7%	H22	5%以上	H28		
	農業協同組合における女性役員数	7人	H22	6人以上	H28		

B 職場、家庭及び地域において多様な生き方を選べる社会の実現

★は新規項目

項目	現 状		目 標 値	関連計画・調査等	所 管 課		
農業委員のうち選任委員に占める女性の割合	29%	H21	40%	H29	経営支援課		
女性認定農業者数	58人	H21	75人	H28			
指導農業士に占める女性の割合	28%	H22	40%	H28			
家族経営協定締結農家数	227組	H22	260組	H28	国の第3次基本計画		
女性が主体となっている起業農家及び組織数	74組織	H22	85件	H28	農林総合研究所		
農業協同組合生産部役員における女性の割合	7.0%	H22	10%	H28			
農業協同組合生産部指導員における女性の割合	7.0%	H22	10%	H28			
女性漁業士数	0人	H22	1人	H28	水産課		
★過労働時間60時間以上の有業者の割合	11.2%	H19	5割減	H32	労働政策室		
★25歳から44歳までの女性の就業率	76.7%	H19	76.7%以上	H32	雇用就業支援室		
★20歳から34歳までの就業率	80.1%	H19	80.1%以上	H32			
教職員	男性教職員の育児休業取得率	対象者の 11%	H22	11%以上	H26	みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン後期計画	
	年次有給休暇取得日数	年平均 11.3日	H22	年平均 15日以上	H26		
	年間360時間以上の時間外勤務を行った教育委員会事務局職員の割合	11.2%	H22	10%	H27		
鳥取県家庭教育推進協力企業		416社	H22	500社	H25	鳥取県の将来ビジョン	家庭・地域教育課
県立病院職員	男性職員の育児休業取得率	8.3%	H22	10%	H28	鳥取県病院局特定事業主行動計画	
	年次有給休暇取得日数	年平均 9.2日	H22	年平均 12日以上	H28		
	年間360時間以上の時間外勤務を行った職員の割合	14.8%	H22	10%	H28		
警察職員	男性職員の育児休業取得率	1.6%	H22	10%以上	H27	鳥取県警察特定事業主行動計画	
	年次有給休暇取得日数	年平均 5.7日	H22	年平均 8日以上	H27		

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

★は新規項目

項目	現 状		目 標 値		関連計画・調査等	所 管 課
★ 障がい者の実雇用率(知事部局)	2.33%	H23.6	現状以上	H28	法定雇用率	人事企画課
★ ユニバーサルデザインを知っている県民の割合	11.4%	H17	50%	H28	国の第3次基本計画	人権・同和対策課
★ 過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	2.0%	H21	0%に近づける	H26	鳥取県男女共同参画意識調査	男女共同参画推進課
バス両面のバリアフリー化(低床バス)	52%	H22	80%	H28		交通政策課
★ あいサポーター数	26,252人	H23.4	14万人	H26		障がい福祉課
★ 市町村におけるDV相談支援センターの数	0か所	H22	1か所	H27	DV防止及び被害者支援計画	青少年・家庭課
★ 妊娠11週以下の妊娠の届出率	87.6%	H21	100%	H29	子育て王国とつりプラン	子育て応援課
★ 県内のNICU病床数	15床	H23.5	18床	H25	鳥取県周産期医療体制整備計画	医療政策課
乳がん検診受診率	27.4%	H21	50%以上	H29	鳥取県がん対策推進計画	健康政策課
子宮がん検診受診率	26.6%	H21	50%以上	H29		
★ 妊娠中の喫煙(妊娠の届出時)	3.9%	H21	0%	H24		
★ 県内自殺者数	178人	H22	160人から減らす	H24		
★ 公共職業訓練修了者の就業率	75.7%	H22.6	80%	H28	国の第3次基本計画	労働政策室
★ 障がい者の実雇用率(民間企業)	1.78%	H23.6	1.8%	H28	法定雇用率	雇用就業支援室
★ 60歳から64歳までの就業率	57.7%	H19	63%	H32	国の第3次基本計画	
★ 障がい者の実雇用率(教育委員会)	1.63%	H23.6	2.0%	H28	法定雇用率	教育総務課
★ 成人の週1回以上スポーツ実施率	51.7%	H21	60%以上	H26	鳥取県教育振興基本計画	スポーツ健康教育課
★ 障がい者の実雇用率(病院局)	1.57%	H23.6	2.1%	H28	法定雇用率	病院局総務課
★ 障がい者の実雇用率(警察本部一般職員)	2.08%	H23.6	現状以上	H28	法定雇用率	警務課

第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画社会づくり 推進事業	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	男女共同参画推進課
男女共同参画人材バンク の充実と活用促進	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用する	男女共同参画センター
県職員における女性幹部 登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	人事企画課 教育総務課
議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	議会事務局

(2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
企業経営者等に対する啓発	・企業経営者等を対象とした人権セミナー開催	人権・同和対策課
男女共同参画推進企業認定事業	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・企業の取組事例の収集及び紹介	男女共同参画推進課
人材育成講座の開催	・まちづくりのリーダーとなる女性を育成する講座の開催	男女共同参画センター

(3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
教育・研究機関における女性の参画状況に関する調査の実施	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関（大学等）における園長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大の方策について検討	教育・学術振興課
医師・看護職員の勤務環境改善	・医師の過重な労働の緩和 ・女性医師が仕事と育児等を両立し、継続して働くことができる職場環境づくりの支援 ・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	医療政策課
医師・看護職員の勤務環境改善（対象：県職員）	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	総合療育センター 病院局

2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
未来のパパママ育み事業	・高校生等に将来親になるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうための出前教室を開催	子育て応援課
学校における男女共生教育の充実	・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実 ・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施	小中学校課 特別支援教育課 人権教育課
男女共同参画意識の育成	・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成	高等学校課
特定の分野に偏らない進路指導	・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進路観等にとらわれずに、個人の能力や資質に沿った指導を行う	
未来の親となるための学習推進	・保育の体験活動を実施し、子育てを実感させたり責任感を自覚させる	
心のふれあいプロジェクト（指導員の養成）	・赤ちゃんとその保護者、小中高校生がふれあう「赤ちゃん登校日」の実施及び指導者の養成	家庭・地域教育課

(2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
県立人権ひろば21(ふらっと)の運営	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	人権・同和対策課
(公社)鳥取県人権文化センターへの支援	・人権問題に関する各種研修会、講座の開催	
県民自ら行う人権学習の支援	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	
人権協働ネットワークの推進	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	
人権尊重理念の啓発	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	
行政職員研修会の開催 (対象:県職員)	・県職員の新規採用職員研修等に男女共同参画に関する内容を盛り込む	職員人材開発センター
男女共同参画団体への活動支援	・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対して補助を行う	男女共同参画センター
生涯学習講座等の開催	・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催	家庭・地域教育課
家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	・保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ・家庭教育支援者育成セミナーの実施 ・家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	
社会教育主事の養成	・社会教育について専門性の高い人材の養成	
生涯学習情報の提供	・インターネット、情報誌等での生涯学習情報の提供	家庭・地域教育課 各教育局

(3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
市町村条例・計画等の策定促進	・市町村担当課長会議の開催 ・個別の働きかけ	男女共同参画推進課
男女共同参画社会づくり推進事業	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	
男女共同参画センターによる普及啓発	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸出、情報誌の作成・配布	男女共同参画センター
人材育成講座の開催(再掲)	・男女共同参画の理解者の層拡大を図るため様々なテーマの講座を開催	
男女共同参画に係る啓発	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚	日野総合事務所県民局

(4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

具体的施策	施策の内容	担当課
青少年健全育成条例施行	・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ・有害図書指定審査会の開催	青少年・家庭課
メディアとの接し方に関する啓発	・協議会主催による「フォーラム」の開催 ・NPOに委託し、ケータイ・インターネット教育推進員養成、子どもたちの正しいメディア利用を推進するような保護者等への啓発活動の実施	家庭・地域教育課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実	特別支援教育課 小中学校課 高等学校課

(5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
青少年育成国際協力推進事業	・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援	交流推進課
環日本海女性指導者交流事業	・環日本海女性指導者交流会への開催、参加	男女共同参画推進課

3 男性や子どもにとっての男女共同参画

(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・男性向け講座による意識啓発 ・企業の社内研修への出前講座	男女共同参画センター
男性のための相談の実施	・男性臨床心理士による専門相談	
とつとりイクメンプロジェクト推進事業	・父親・企業向けセミナー等の開催 ・父親の育児参加に向けた広報	子育て応援課

(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
とつとりイクメンプロジェクト推進事業（再掲）	・父親・企業向けセミナー等の開催 ・父親の育児参加に向けた広報 ・男性職員に育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	子育て応援課
父親の家庭教育参加促進	・学習支援の場、子どもたちの体験活動支援の場の創出 ・「おやじの会」の取組支援	家庭・地域教育課

(3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
学校における男女共生教育の充実（再掲）	・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実 ・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施	小中学校課 特別支援教育課 人権教育課

(4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備

具体的施策	施策の内容	担当課
学校での生徒の相談窓口	・スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行う。また、教職員への助言をとおして指導力の向上を図る	高等学校課
児童虐待防止事業	・児童虐待防止に携わる職員の資質向上 ・適切な支援を行うために関係機関の連携を強化 ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応の体制の推進	青少年・家庭課
子ども電話相談運営費助成事業	・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体へ経費助成	子育て応援課
小児医療費の助成	・中学校卒業までの子どもの医療費の負担軽減を図る	
地域における子育て支援体制の構築促進	・公民館等を中心とした地域コミュニティにおける子育て支援体制の構築を促進 ・PTAや婦人会等と連携した子どもたちを健やかに育む地域づくりの推進	家庭・地域教育課
放課後子どもプランの促進	・すべての子どもに放課後等の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な体験活動等を行う放課後子ども教室の運営費を補助する	
学校における性教育・エイズ教育の充実	・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催	スポーツ健康教育課
心や性等の健康問題対策事業	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	
薬物乱用防止教育の充実	・薬物乱用防止教室研修会の開催	
学校における食育の推進	・食に関する指導用教材の作成とその活用による食育の推進 ・栄養教諭を中心とした食育推進事業 ・栄養教諭・学校栄養職員研修の実施等により、食育の推進を図る。	

4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性防火組織（鳥取県女性防火・防災連絡会議等）の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を促進 女性の消防団活動への参加拡大 	消防防災課

(2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
非営利公益活動促進	<ul style="list-style-type: none"> 新しい公共支援事業：相談窓口の設置、専門家派遣、講座の開設 職員の啓発：県・市町村職員NPO研修 	鳥取力創造課
地域づくりに取り組む団体への支援	・地域づくり活動に意欲のあるNPO、ボランティア団体、自治会等の取組（環境、子育て、地域交流等）を支援	
地域づくりに取り組む女性の人材育成	・男女共同参画の取組が進みにくかった地域での女性のエンパワーメントと人材育成	男女共同参画センター
環境教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・学習アドバイザー制度 学校等で使用する環境教育の教材作成等 	環境立県推進課

(3) 自治会やPTAなど地域活動での男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
ともに歩む自治会づくり支援	・地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	男女共同参画センター
社会教育関係団体指導者の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> 婦人会、青年団等の活動支援 PTA指導資料作成、新任役員に対する研修の実施 	家庭・地域教育課 各教育局
ボランティア活動、地域活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> 授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援 学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材育成 	高等学校課

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり

(1) 女性の能力発揮を進めるための支援

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	男女共同参画推進課
男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・企業の社内研修への出前講座	男女共同参画センター
職業訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施（2ヶ月～2年間） 託児サービス付離職者向けの職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援 	雇用人材総室

(2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的施策	施策の内容	担当課
企業経営者等に対する啓発（再掲）	・企業経営者等を対象とした人権セミナー開催	人権・同和対策課
男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	男女共同参画推進課
労務管理改善助言事業	<ul style="list-style-type: none"> 労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介 事業所等（労働組合を含む）が実施する職場環境の改善に向けた社内研修等に講師を派遣 	雇用人材総室

6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(1) 仕事と生活の調和についての理解の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・地域活動団体や小中学校等の保護者会が企画する研修に、助言や情報提供を行う講師を派遣	男女共同参画推進課
男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・地域、職場、団体、学校への出前講座による意識啓発	男女共同参画センター
	・労働セミナーの開催 基礎的な労働関係法令等に係るセミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供 ・普及啓発活動の実施 労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介	雇用人材総室
ワーク・ライフ・バランスの推進（対象：県職員）	・時間外勤務削減、休暇取得促進等の方策検討と啓発活動 ・職場ぐるみで子育てを応援する実践所属の設定	人事企画課

(2) 仕事と生活の調和を推進する取組の支援

具体的施策	施策の内容	担当課
企業における子育て支援体制の構築促進	・子育て応援機運の醸成	子育て応援課
とつとりイクメンプロジェクト推進事業（再掲）	・父親・企業向けセミナー等の開催 ・父親の育児参加に向けた広報 ・男性職員に育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	
中小企業労働相談所設置事業	・県内3箇所に中小企業労働相談所を設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して助言・情報提供 ・基礎的な労働関係法令等に係るセミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供	雇用人材総室
労務管理改善助言事業（再掲）	・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介 ・事業所等（労働組合を含む）が実施する職場環境の改善に向けた社会研修等に講師を派遣	
職場環境改善支援セミナーの開催	・企業を対象に、県内事業所における実際の職場環境改善の取組事例、実践ポイントや取組のメリット等を紹介するセミナーを開催	

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

具体的施策	施策の内容	担当課
産休等代替職員費	・産休等の休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について補助	子育て応援課
家族でお出かけ応援事業	・オムツ交換や授乳等のために必要な設備を整備した民間事業者に対して補助	
届出保育施設等支援事業	・届出保育施設等における保育環境を整備し、入所児童の福祉の向上を図る	
認定こども園の設置促進	・多様な保育ニーズへの対応や幼児教育・保育の質の向上を図るために、就学前の教育及び保育の機能を備える認定こども園の設置促進を図る。	
保育所等整備財源の確保	・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の緊急整備に対応	
保育所乳児途中受入円滑化事業	・私立保育所における年度途中の乳児受入に対応するため、年度当初から乳児保育担当保育士を配置する経費を助成	

具体的施策	施策の内容	担当課
多子世帯の保育料軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の第3子以降（同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童）の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減 	子育て応援課
子育て応援パスポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを実施 	
子育て応援市町村交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業に対して交付金を交付し、市町村の取組を促進 ・育児の相互支援事業を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）の運営、設立等に関し市町村に対し助成及び研修の実施 	
子育て支援活動・預かり保育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成 ・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成 	
母子保健指導振興	<ul style="list-style-type: none"> ・お産・子育て等に対する地域への出前教室と相談事業 	
私立幼稚園同時在園保育料軽減事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成 	
私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成 	
地域における子育て支援体制の構築促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て王国とつり建国運動 ・地域の実情に応じてモデル的、先駆的な子育て支援事業を行うNPO等に対する補助 ・子育て支援拠点等で、地域の人材を活用した事業等を実施する市町村に対する経費の補助 ・子育て情報の収集と提供 	
障がい児の通園施設利用料軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通園施設を利用している多子世帯に対し、保育所利用の際の保育料軽減事業と同様に障がい児通園施設の利用料を軽減する市町村に助成 	子ども発達支援課
医師・看護職員の勤務環境改善(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進 	医療政策課
県営住宅の優先入居制度	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯） 	住宅政策課
企業自立化支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・社内託児施設など福利厚生施設の充実を支援 	経済通商総室
育児・介護休業者生活資金支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業者に対し生活資金の貸し付け 	雇用人材総室
育児・介護休業の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士に委嘱し制度の普及啓発を図る 	
企業との連携による家庭教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業と協定を締結し、「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進 ・講師派遣等による企業等における研修支援 ・従業員である保護者が、家庭で読み聞かせなどをを行うことのできる環境の整備 	家庭・地域教育課
家庭の教育力向上のための県民の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における家庭教育・子育て講座の開催促進 ・家庭教育啓発、子育て関係資料の提供 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施 	

具体的施策	施策の内容	担当課
「子ども・子育て応援プログラム」の実行（対象：県職員）	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援制度の周知 男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 計画的な休暇の取得促進 職場の管理監督者への意識啓発 子育て応援メッセージによる情報発信（制度・休暇の活用事例・研修会等の情報） 育児休業任期付職員の採用 	人事企画課
	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を行う 乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 職場参観デーの実施 	福利厚生課
医師・看護職員の勤務環境改善（対象：県職員）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進 	総合療育センター 病院局
「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（鳥取県病院局）」の実行（対象：病院局職員）	<ul style="list-style-type: none"> 各種休暇・休業制度の周知 育児休業が取得しやすい環境づくり 有給休暇が取得しやすい環境づくり 超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立 	病院局
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援制度の周知・男性の育児休業 育児のための休暇の取得促進 計画的な休暇の取得促進 職場の管理監督者への意識啓発 育児休業任期付職員の採用 子育て体験事例の紹介 育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 男性職員を対象にした子育て講座の開催 職場環境相談窓口の設置 	教育総務課 福利室

7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

（1）物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画センター相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 	男女共同参画センター
次世代の漁業者育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 漁村女性の全国研修会等への参加費を助成 	水産課
農業改良普及指導活動	<ul style="list-style-type: none"> 女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上 	農林総合研究所
鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	<ul style="list-style-type: none"> 商工会連合会、各商工会議所が行う講習会、研修会開催費の助成 	経済通商総室
男女共同参画に係る啓発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 研修会等による女性自身の参画意識の高揚 集落組織等への女性参画に向けた啓発 	日野総合事務所農林局

（2）女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	担当課
農業改良普及指導活動（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ 	農林総合研究所
林業普及指導事業（林業女性活動推進）	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県林業研究グループの活動支援 	
<ul style="list-style-type: none"> 農業改良普及指導活動（再掲） チャレンジプラン支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援 	農林総合研究所 農政課 食のみやこ推進課
とつとりオリジナル加工品づくり支援事業		
加工品ステップアップ支援事業		

具体的施策	施策の内容	担当課
鳥取県中小企業連携組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成	経済通商総室
新規参入資金	・創業等を行おうとする者に対する金融支援	
経営革新支援補助金	・中小企業が行う、経営革新計画を実施するのに必要な、マーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓を支援	産業振興総室
ものづくり事業化応援補助金	・県内中小企業が事業化に向けて自ら行う研究開発を支援	

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

- 8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	施策の内容	担当課
ユニバーサルデザインに関する研修の実施	地域、団体、企業が開催する集会などへの出前講座	人権・同和対策課
男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・地域、職場、団体、学校への出前講座による意識啓発	男女共同参画センター
介護予防の推進	・市町村や事業者が行う介護予防に関する事業についてより有効に実施できるよう調査・研究・研修等を実施 ・市町村等に適切な助言・支援を実施	長寿社会課
地域ケアネットワークづくり	・保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織が互いに連携して支援する体制を整備	
高齢者虐待の防止	・高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発 ・早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業等を実施	
認知症対策事業	・早期発見・早期治療の体制の整備 ・専門的な医療や介護、及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成	
介護サービス等人材育成事業	・介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図る。	
元気な高齢者の地域活動支援	・高齢者の活動の場が見つけられるよう支援を行うとともに、元気シニアの活動を広く紹介 ・地域住民が支え合う互助の仕組みづくりを市町村と連携して支援し、総合的に地域で支え合う体制づくり	
建築物のバリアフリー化	・高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備促進	住宅政策課
県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	住宅政策課

(2) 障がい者の自立した生活に対する支援

具体的施策	施策の内容	担当課
県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	住宅政策課

具体的施策	施策の内容	担当課
あいサポート運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けする「あいサポートー」を養成 	障がい福祉課
障がい者の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給） ・障がい者の雇用・就業の促進を図るため、障がい者を対象とした職業訓練を実施（訓練生には訓練手当を支給） <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者対象（施設内訓練） 期間1年 ・身体障がい者等対象（委託訓練） 期間1ヶ月～3ヶ月（最長6ヶ月） 	雇用人材総室

(3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	担当課
在住外国人支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人の方々の意見を積極的にくみ取るための多文化共生社会推進懇談会の開催 ・医療通訳ボランティア派遣などの多文化共生支援事業の実施 ・私費留学生奨学金支給 ・「国際交流の集い」開催 ・生活相談窓口の運営 ・日本語講師・ボランティア養成講座の開催、日本語クラスの運営 	交流推進課

(4) ひとり親家庭など困難な状況におかれている人々への対応

具体的施策	施策の内容	担当課
人権尊重理念の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布 	人権・同和対策課
人権相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談の実施 ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応 	
ひとり親家庭総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭自立支援員の設置 ・母子福祉対策推進費（母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援） ・ひとり親家庭福祉推進員の設置 ・母子家庭等就業・自立支援 ・母子家庭等自立支援給付金の支給 	青少年・家庭課
母子寡婦福祉資金貸付事業	・経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、配偶者のない女子で児童を扶養している者及び寡婦に対し資金を貸付	
児童扶養手当支給事業	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	
ひとり親家庭・DV被害者就業支援事業	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	
母子生活支援施設強化事業	・国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化	
子育て応援市町村交付金	・ひとり親家庭助成（小中学校の入学の支度金）	
ひとり親家庭への医療費助成	・医療費の負担軽減を図るために、一定条件を満たすひとり親家庭の子及びその母等に対し助成を行う市町村に対する補助	

具体的施策	施策の内容	担当課
県営住宅の優先入居制度 (再掲)	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	住宅政策課
職業訓練受講促進事業	・一定要件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	雇用人材総室
職場適応訓練事業	・事業所に6ヶ月の訓練を委託し、母子家庭の母等の就職促進 ・一定要件を満たす訓練生への訓練手当の支給	

9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり

具体的施策	施策の内容	担当課
人材育成講座の開催（再掲）	・DV防止のための講座、セミナー等による意識啓発	男女共同参画センター
DVに関する計画の策定と推進	・「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂と取組の推進	青少年・家庭課
暴力防止に関する啓発	・関係機関連絡会による連携 ・女性に対する暴力防止の普及啓発	青少年・家庭課 男女共同参画センター 生活安全企画課
DV予防ファシリテーター養成事業	・市町村DV相談担当職員、学校教職員、民生委員等を地域において予防啓発や相談対応できる人材に養成	福祉相談センター
未来の親となるための学習推進（再掲）	・親としての意識啓発のための生徒参考資料をホームページに掲載し、各学校で活用することによりデートDVについての知識を付与 ・心のふれあいプロジェクトの普及	高等学校課 家庭・地域教育課 人権教育課

(2) 安心して相談できる体制の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
人権相談窓口の設置（再掲）	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	人権・同和対策課
男女共同参画センター相談事業（再掲）	・電話、面接による一般相談、臨床心理士、弁護士等による専門相談	男女共同参画センター
外国人DV被害者支援員養成事業	・外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人等の養成 ・被害者支援及びDV被害の未然防止	青少年・家庭課
DV加害者電話相談事業	・DV加害者からの相談電話を受ける相談員の養成及び電話相談	青少年・家庭課
婦人相談所事業	・婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置し、夫からの暴力、女性をめぐる諸問題についての相談援助	福祉相談センター
性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	捜査第一課
被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者支援カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介	警察県民課
	・ストーカー・DV被害者等からの相談対応	生活安全企画課
	・性犯罪被害者からの相談受理	捜査第一課
	・総合相談窓口の設置・運営等	くらしの安心推進課

(3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
ステップハウス運営事業	・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できない被害者に住居・心理ケアを施すことにより、被害者の精神の回復と経済的自立を図る	青少年・家庭課

具体的施策	施策の内容	担当課
ひとり親家庭・DV被害者就業支援事業（再掲）	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	青少年・家庭課
DV被害者支援事業	・心のケア事業 ・関係機関研修会 ・関係機関連携強化事業 ・DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る	青少年・家庭課 福祉相談センター 中部総合事務所福祉保健局 西部総合事務所福祉保健局
婦人一時保護所費	・婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所の運営	福祉相談センター
県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	住宅政策課
性犯罪抑止対策の推進	・性犯罪の前兆事案発生時の先制・予防的活動の推進	生活安全企画課
犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化	・犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催 ・民間被害者支援団体「とっとり被害者支援センター」への支援 ・体制の整備（主管組織・庁内連携体制） ・支援施策の整理・普及・啓発	警察県民課 くらしの安心推進課
性犯罪被害者に対する経済的支援	・初診料の公費負担 ・初回処置料の公費負担 ・診断書料の公費負担 ・人工中絶費用の公費負担	捜査第一課
ストーカー行為への対策の推進	ストーカー事案に対する対応	生活安全企画課

(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
人権相談窓口の設置（再掲）	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	人権・同和対策課
男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	男女共同参画推進課
職場環境づくりの推進（対象：県職員）	・ハラスメント防止委員会の設置 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ・庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置	福利厚生課

10 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯を通じた男女の健康保持増進

具体的施策	施策の内容	担当課
介護予防対策の推進	・介護予防プログラム作成にあたり、男女の違いに配慮するよう周知	長寿社会課
女性の健康づくり支援事業	・健康に関する情報提供、相談体制の実施	子育て応援課
医療提供体制の整備	・マンモグラフィの整備など性差医療を推進するための体制整備	医療政策課
女性のがん検診の受診促進	子宮がん、乳がん健診に関する正しい知識の普及・啓発と健診を受けやすい体制の整備	健康政策課

具体的施策	施策の内容	担当課
自殺予防に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間（9月10日～16日）に、街頭キャンペーンを実施 ・自殺対策フォーラム開催 ・映画上映会開催 ・自殺予防リーフレットによる啓発 ・「眠れていますか？睡眠キャンペーン」各圏域で展開 	健康政策課
ゲートキーパー養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に配置される健康づくり推進員等を対象に、新たに「気づき」、「つなぎ」、「見守り」に重点を置いたゲートキーパー養成研修を実施 	
「健康づくり文化」創造事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」の定着を目指した普及・啓発活動の展開 ・健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定 ・健康づくり文化創造推進県民会議の開催。 ・糖尿病の診療連携体制の構築 	

(2) 妊娠・出産などに対する健康支援

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の健康づくり支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠予防についての健康教育の実施 ・避妊、中絶等に関する相談の実施 	子育て応援課
未来のパパママ育み事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生等に将来、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうことを目的とした出前教室を実施 	
妊娠中毒症等療養護費	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中毒症等に罹患している者に対する援護費の給付 	
妊娠健康診査費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠健康診査に要する経費の助成 	
母子保健指導振興（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・お産・子育て等に対する地域への出前教室と相談事業 	
不妊治療等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置 	
思春期からの妊娠・出産支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成 	子育て応援課 健康政策課
周産期・小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク患者の情報等を分娩取扱医療機関の間で情報共有できる周産期医療情報システムの運営 ・子どもの発病時の対処方法等に対する地域への出前講座と小児救急ハンドブックの作成 ・小児救急電話相談事業の実施 	医療政策課
思春期の性の健康サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が気軽に立ち寄れる相談場所の設置 	東部総合事務所福祉保健局
学校における性教育・エイズ教育の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催 	スポーツ健康教育課
心や性等の健康問題対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に専門家を派遣、講演会等の実施 	
体育実技等補助職員措置（対象：公立学校教職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置 	小中学校課 特別支援教育課

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
エイズ予防対策事業	・正しい知識の普及啓発、予防教育	健康政策課
思春期からの妊娠・出産支援事業（再掲）	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	子育て応援課 健康政策課
思春期の性の健康サポート（再掲）	・若者が気軽に立ち寄れる相談場所の設置	東部総合事務所福祉保健局
学校における性教育・エイズ教育の充実（再掲）	・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催	スポーツ健康教育課
心や性等の健康問題対策事業（再掲）	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	
薬物乱用防止教育の充実（再掲）	・薬物乱用防止教室研修会の開催	

中山間地域の振興についてのパブリックコメントの実施について

平成23年12月14日
中山間振興・定住促進課

「次期中山間地域対策検討懇談会」からの中山間地域振興条例の見直し及び次期中山間地域対策についての検討結果報告を受けて、今後の条例見直し及び次期対策検討の参考とするため、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

記

1 パブリックコメントの内容

次期中山間地域対策検討懇談会が取りまとめた「次期中山間地域対策に関する検討結果報告書」で示された次の事項等について、県民の皆様のご意見をお聞きする。

- ① 次期中山間地域対策として特に重点的に取り組むべき施策の重点ポイントと条例に反映すべき事項
- ② 今後の施策展開に当たって特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワード
- ③ その他、報告書の内容や中山間地域の振興全般に関すること

2 パブリックコメントの実施期間

平成23年12月12日（月）～平成24年1月4日（水）まで

3 今後の進め方

- 平成23年12月 鳥取県中山間地域振興推進会議（府内の推進組織）の開催
→ 条例見直し、次期対策の方向性について検討・確認
- 平成24年1月 平成24年度当初予算編成
→ 政策戦略重要項目として「中山間地域の振興」を掲げ、各部局で積極的な施策展開を図る。
- 平成24年2月 2月定例県議会に予算案、条例改正案付議

4 これまでの経緯（参考）

- ・平成20年10月の「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の施行から3年が経過することから、これまでの条例及び施策の成果を総合的に検証し、条例の見直し及び次期対策について検討を行うための懇談会を平成23年4月に設置。
- ・平成23年5月から11月までの間に、全体会2回、地域づくり部会及び安全・安心部会各4回開催。
- ・併せて、県議会企画県土警察常任委員会との意見交換を3回（全体会1回、地域づくり部会及び安全・安心部会各1回）実施。
- ・11月に懇談会の検討結果を「次期中山間地域対策に関する検討結果報告書」として取りまとめ。

「鳥取県の中山間地域の振興」について ご意見をお寄せください

締切1/4

1 募集内容

県では、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、平成20年に「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」を制定し、中山間地域の振興に取り組んできました。

本年は、条例制定から3年が経過し見直し時期に当たり、「次期中山間地域対策検討懇談会」において、条例見直しと今後の中山間地域対策についてご検討いただき、このたび検討結果報告書が取りまとめられました。

県では、今後、報告書の内容を踏まえて、必要な条例の見直しや次期中山間地域対策について検討を進めることとしています。については、この報告内容や、中山間地域の振興についての皆様のご意見をお聞かせください。

2 次期中山間地域対策に関する検討結果報告書の概要

(1) 次期中山間地域対策の重点ポイントと条例見直し事項

次期中山間地域対策として特に重点的に取り組むべき施策の重点ポイントと条例に反映すべき事項

[安全・安心な生活環境の確保・充実]

- 日常生活の基盤である生活交通の確保、利便性の向上
- 利便性の高い情報通信サービスの展開と基盤整備
- 地域で健やかに暮らせる保健医療・福祉サービスの充実
- 地域で安心して子育てができる環境の整備・充実
- 地域の見守り活動の推進、見守り体制の確立
- 防犯活動、消防防災体制の充実・強化
- 買い物の機会の確保、利便性の維持・向上
- 地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進

※◎印は条例に反映すべき事項
(現行条例に特段の規定がない事項)

[活力ある地域づくりの推進等]

- 地域づくりの核となる組織の設置とネットワークの構築
- 広域的運営組織による地域づくりの推進
- 中山間地域への移住・定住の促進
- 地域固有の伝統文化の保存・継承
- 販売面における支援体制の強化
- 中山間地域ならではの農林業と多様な分野との連携の推進
- 農林業における雇用創出の仕組みづくり
- 地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進
- 再生可能エネルギーの導入・利活用の推進 (再掲)
- 地域の特性を活かしたニューソーリズムの振興
- 中山間地域の特性を活かした都市部との共生
- 里山整備(鳥獣被害対策等を含む農林地の保全)の推進

(2) 特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワード

今後の施策展開に当たって特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワード

- 1 「安全・安心」の確保が急務 …… 地域の安全・安心な生活環境の確保・充実を強力に推進
- 2 キーワードは「多機能・複合化」 …… 分野を横断した連携や協力、複合化、多機能化の取組を支援
- 3 「支え合い」の力を結集すること …… 様々な主体による支え合いの力を基本とした地域づくり
- 4 豊かな「地域資源」を活かすこと …… 自然環境等の地域の資源や特性を十分に活かした地域づくり
- 5 地域づくりの「主役は地域住民」 …… 地域自らが考え、地域が主体的に行う取組をサポート

報告書等の閲覧方法

鳥取県のホームページからご覧になれるほか、
県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館、
市町村役場窓口でも閲覧できます。

〈ホームページURL〉

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=175508>

3 応募期限

平成24年1月4日(水)まで

(当日消印有効)

【応募方法】

- ・郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱への投函（県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館）及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は任意とされていますが、このチラシもご利用いただけます。

【応募・問合せ先】

鳥取県企画部地域づくり支援局 中山間振興・定住促進課

郵送：〒680-8570（住所記載不要）

電話：0857-26-7129 ファクシミリ：0857-26-8129

電子メール：chusan-teijyu@pref.tottori.jp

鳥取県庁 中山間振興・定住促進課 行き（ファクシミリ：0857-26-8129）

鳥取県の中山間地域の振興についての意見

鳥取県の中山間地域の振興についての意見		
---------------------	--	--

※ご意見ありがとうございました。差し支えなければ、下記もご記入をお願いします。

(お住まいの市町村名)

(年代)	歳代	(性別)
------	----	------

次期中山間地域対策に関する検討結果報告書【概要版】

平成23年11月
次期中山間地域対策検討懇談会

平成23年4月に設置された「次期中山間地域対策検討懇談会」において、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号。以下「条例」という。）」の見直し及び次期中山間地域対策について検討を行ったので、その結果を報告する。

I 次期中山間地域対策の重点ポイントと条例見直し事項

次期中山間地域対策として特に重点的に取り組むべき施策の重点ポイントと、条例に反映すべき事項を、次のとおり整理した。

[安全・安心な生活環境の確保・充実]

- 日常生活の基盤である生活交通の確保、利便性の向上
- 利便性の高い情報通信サービスの展開と基盤整備
- 地域で健やかに暮らせる保健医療・福祉サービスの充実
- 地域で安心して子育てができる環境の整備・充実
- 地域の見守り活動の推進、見守り体制の確立
- 防犯活動、消防防災体制の充実・強化
- 買い物の機会の確保、利便性の維持・向上
- 地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進

[活力ある地域づくりの推進等]

- 地域づくりの核となる組織の設置とネットワークの構築
- 広域的運営組織による地域づくりの推進
- 中山間地域への移住・定住の促進
- 地域固有の伝統文化の保存・継承
- 販売面における支援体制の強化
- 中山間地域ならではの農林業と多様な分野との連携の推進
- 農林業における雇用創出の仕組みづくり
- 地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進（再掲）
- 再生可能エネルギーの導入・利活用の推進
- 地域の特性を活かしたニューツーリズムの振興
- 中山間地域の特性を活かした都市部との共生
- 里山整備（鳥獣被害対策等を含む農林地の保全）の推進

※○印は条例に反映すべき事項

II 特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワード

今後の施策展開に当たって特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワードについて、次のとおりまとめた。

- 1 「安全・安心」の確保が急務
- 2 キーワードは「多機能・複合化」
- 3 「支え合い」の力を結集すること
- 4 豊かな「地域資源」を活かすこと
- 5 地域づくりの「主役は地域住民」

I 次期中山間地域対策の重点ポイント

次期対策の重点ポイントのうち、主なものの内容とその施策展開の方向性は以下のとおり。

○日常生活の基盤である生活交通の確保、利便性の向上

地域住民の日常生活を支える、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保、利便性の向上を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・地域の生活交通手段を社会全体で維持・確保するための公的支援の充実
- ・地域の実情に応じて様々な交通資源を組み合わせた生活交通体系の確立
- ・利用者ニーズに合った利便性の高い生活交通サービスの提供
- ・自家用有償運送に係る道路運送法上の規制緩和の働きかけ

○地域で健やかに暮らせる保健医療・福祉サービスの充実

高齢者等が地域で安心して健やかに暮らせるよう、地域住民の健康の保持・増進、保健医療・福祉サービスの充実や、サポート体制の強化を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・住み慣れた地域で安心して暮らせるための保健医療・福祉サービスの充実
- ・介護予防、健康の保持増進のための啓発活動や支援策の充実
- ・高齢者等を地域全体でサポートするための関係機関の連携・協力体制づくり

○地域の見守り活動の推進、見守り体制の確立

住民同士のつながりを活かして、様々な組織が連携・協力した、高齢者等の見守り活動の推進、見守り体制の確立を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・地域ぐるみでの見守り活動の推進、見守り体制の確立

○防犯活動、消防防災体制の充実・強化

高齢者等の犯罪被害防止、災害・緊急時の支援など、地域における防犯活動の推進、消防防災体制の充実・強化を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・高齢者等の犯罪被害防止のため関係機関が連携・協力した防犯活動の推進
- ・消防防災組織の確立、災害時対策の強化等、地域の消防防災体制の強化
- ・災害・緊急時における地域ぐるみでの高齢者等のサポート体制の確立

○買い物の機会の確保、利便性の維持・向上

買い物困難地域における生活必需品等の日常的な買い物機会の確保、利便性の維持・向上を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・買い物困難地域における移動販売事業の維持・サービス拡大への支援強化
- ・地域の実態に応じた多種多様な買い物サービスの展開の推進
- ・移動販売等の買い物事業者による複合的なサービス提供の推進
- ・買い物を中心とする多機能の複合拠点づくりの推進

○地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進

地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの起業や事業拡大、分野を横断した取組を推進・支援すること。

【施策展開の方向性】

- ・地域の安心に貢献するビジネス（コミュニティビジネス）に対する支援

○地域づくりの核となる組織の設置とネットワークの構築

集落支援員や地域リーダーを支えるサポートセンター機能の創設と、関係機関等のネットワーク化を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・集落支援員等の計画的配置
- ・地域組織のリーダー等を育成するための様々な研修の提供
- ・地域づくりをサポートするセンター機能の設置とネットワークの構築

○広域的運営組織による地域づくりの推進

複数集落にまたがる広域的な運営組織の活動を支援し、新たな単位での地域づくりを推進すること。

【施策展開の方向性】

- ・広域的運営組織の立ち上げ促進と活動支援
- ・広域的な活動を支援する体制づくり
- ・地域のコミュニケーションの場づくりへの支援

○中山間地域への移住・定住の促進

地域における人口減少を抑制し、集落活動の担い手を確保するため、移住定住者の拡大を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・移住定住に関する相談体制の充実、情報発信の強化
- ・移住定住のための住居確保への支援等、受入体制の強化
- ・農業をはじめとする移住定住者の就労支援の強化

○販売面における支援体制の強化

農林業等の販路拡大や市場性を高めるための支援体制の強化を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・消費者ニーズに即した生産販売の支援体制の構築
- ・生産者が生産しやすい環境づくり
- ・市場性のある農林産物づくりによる所得向上の実現

○再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

豊かな自然環境等を活用した、再生可能エネルギーの導入・利活用を推進すること。

【施策展開の方向性】

- ・小水力発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

○地域の特性を活かしたニューツーリズムの振興

グリーンツーリズム等、中山間地域の資源や特性を活かした各種ニューツーリズムの取組を推進すること。

【施策展開の方向性】

- ・中山間地域の特性を活かしたニューツーリズムの取組の推進
- ・交流事業に関する県内外への効果的な情報発信

○里山整備（鳥獣被害対策等を含む農林地の保全）の推進

鳥獣被害対策や農林地保全対策の強化により里山整備を推進すること。

【施策展開の方向性】

- ・有害鳥獣による農作物等への被害防止対策の強化
- ・県民や民間企業等が協働・連携した森林保全対策の推進
- ・集落環境の維持保全の推進・支援

II 特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワード

今後の施策展開に当たって重視すべき視点、各分野に共通するキーワードは以下のとおり。

（1）「安全・安心」の確保が急務

過疎化・高齢化が進む集落では、集落機能が低下し、集落の維持・存続さえ危ぶまれる地域も存在する。また、サポートの必要な高齢者等が、更に増加することも予想される。

こうした集落の住民が、住み慣れた地域で安心して暮らすには、交通手段や買い物機会の確保、保健医療・福祉の充実など、「安全・安心な生活環境の確保・充実」が喫緊の課題であり、そのための取組を早急かつ強力に展開する必要がある。

（2）キーワードは「多機能・複合化」

中山間地域においては、単独の事業主体による個別サービスの継続は、採算性、効率性等の面から困難を生じるケースが少なくないため、今後は、いかに分野を越えた複合的な取組を展開できるかが一つのポイントとなる。

限られた資源やマンパワーを有効に活用した、分野を横断した連携・協力や、小規模な事業を組み合わせた複合的なサービス展開、様々な機能を一か所に結集した多機能の拠点施設づくりなど、「多機能・複合化」の取組を推進・支援していく必要がある。

（3）「支え合い」の力を結集すること

中山間地域の一番の強みは、住民同士のつながりや人と人との絆の強さであり、この「顔の見える関係」による人的パワーを最大限に活かすべきである。

今後の地域づくりにおいては、地域住民はもとより、NPOやボランティア、企業など、様々な主体による「支え合い」を基本に取組を進め、その活動を行政が強力にサポートしていくことが大切である。

（4）豊かな「地域資源」を活かすこと

中山間地域の魅力は、豊かな自然環境や歴史、文化等の地域資源の存在にあり、加えて、人と人とのふれあいや地域のまとまりの良さも、一つの重要な資源であると言える。

この「地域資源」を十分に活かした地域づくりを行うことが重要であり、様々な分野で、中山間地域ならではの特色のある取組を推進していくことが期待される。

（5）地域づくりの「主役は地域住民」

中山間地域の振興には、行政や関係機関による支援が不可欠だが、地域づくりの主体は「地域住民」であり、行政主導ではなく、地域自らが考え、地域が主体的に行う取組を行政が支援するという基本的なスタンスを守ることが肝要である。

また、それを担う人材の確保・育成が必須であり、住民自らが地域の良さを再認識し、誇りを持って地域づくりに取り組めるよう、継続的な人材育成を行うことが大切である。

中山間地域振興条例に係る施策展開の方向性

重点的に取り組む施策
(条例第7条)

→ 施策の重点ポイント →

施策展開の方向性

1 安全・安心な定住環境の確保・充実

ア 生活交通の確保及び情報通信環境整備

生活交通

情報通信

日常生活の基盤である生活交通の確保、利便性の向上

利便性の高い情報通信サービスの展開と基盤整備

イ 保健医療・福祉サービスの維持・充実

地域で健やかに暮らせる保健医療・福祉サービスの充実

ウ 子育て環境の整備

地域で安心して子育てができる環境の整備・充実

エ 地域の見守り・防犯活動の推進

地域の見守り活動の推進、見守り体制の確立

防犯活動、消防防災体制の充実・強化

オ その他(規定なし)

買い物の機会の確保、利便性の維持・向上

地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進

- ・地域の生活交通手段を社会全体で維持・確保するための公的支援の充実
- ・地域の実情に応じて様々な交通資源を組み合わせた生活交通体系の確立
- ・利用者ニーズに合った利便性の高い生活交通サービスの提供
- ・自家用有償運送に係る道路運送法上の規制緩和の働きかけ

- ・高齢者等の情報弱者の情報通信サービス活用の推進
- ・日常生活や災害・緊急時に不可欠な情報通信基盤の整備・充実

- ・住み慣れた地域で安心して暮らせるための保健医療・福祉サービスの充実
- ・介護予防、健康の保持増進のための啓発活動や支援策の充実
- ・高齢者等を地域全体でサポートするための関係機関の連携・協力体制づくり

- ・地域で安心して子育てができるための教育・保育等の環境の整備
- ・地域ぐるみで独自の子育てを行う仕組みや複合拠点づくりの推進
- ・中山間地域の特性や地域資源を活かした多様な子育ての推進

- ・地域ぐるみでの見守り活動の推進、見守り体制の確立
- ・高齢者等の犯罪被害防止のため関係機関が連携・協力した防犯活動の推進
- ・消防防災組織の確立、災害時対策の強化等、地域の消防防災体制の強化
- ・災害・緊急時における地域ぐるみでの高齢者等のサポート体制の確立

- ・買い物困難地域における移動販売事業の維持・サービス拡大への支援強化
- ・地域の実情に応じた多種多様な買い物サービスの展開の推進
- ・移動販売等の買い物事業者による複合的なサービス提供の推進

- ・買い物を中心とする多機能の複合拠点づくりの推進
- ・地域の安心に貢献するビジネス(コミュニティビジネス)に対する支援

2 集落機能の維持、地域活性化の担い手

ア 人材の育成、ネットワーク構築

地域づくりの核となる組織の設置とネットワークの構築

イ ともに支え助け合う仕組みの構築

広域的運営組織による地域づくりの推進

ウ その他(規定なし)

中山間地域への移住・定住の促進

- ・集落支援員等の計画的配置
- ・地域組織のリーダー等を育成するための様々な研修の提供
- ・地域づくりをサポートするセンター機能の設置とネットワークの構築

- ・広域的運営組織の立ち上げ促進と活動支援
- ・広域的な活動を支援する体制づくり
- ・地域のコミュニケーションの場づくりへの支援

- ・移住定住に関する相談体制の充実、情報発信の強化
- ・移住定住のための住居確保への支援等、受入体制の強化
- ・農業をはじめとする移住定住者の就労支援の強化

- ・地域の伝統文化を県内外に情報発信するPR活動の支援
- ・学校教育との連携による伝統文化の継承
- ・地域固有の伝統文化を保存・継承するための取組の支援

3 伝統文化の継承

地域固有の伝統文化の保存・継承

4 産業の振興

ア 生産から販売までの体制強化

販売面における支援体制の強化

- ・消費者ニーズに即した生産販売の支援体制の構築
- ・生産者が生産しやすい環境づくり
- ・市場性のある農林産物づくりによる所得向上の実現

イ 地域資源を活用した新しい産業の創出

中山間地域ならではの農林業と多様な分野との連携の推進

- ・地域資源を活用した農林業と多様な分野との連携の推進
- ・農商工連携等の推進に係る一體的な取組体制の確立
- ・特産品の生産販売を促進するための施設整備
- ・中山間地域における小規模な事業の創出のための支援

ウ 人材の育成、企業誘致等

農林業における雇用創出の仕組みづくり

- ・農林業における雇用創出の仕組みの検討
- ・中山間地域における誘致活動の推進
- ・県内企業の活性化と地元からの起業支援

エ 地域における起業・就業の場の確保

地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進(再掲)

- ・地域の発展に貢献するビジネス(コミュニティビジネス)に対する支援

オ その他(規定なし)

再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

- ・小水力発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

5 他地域との交流促進

地域の特性を活かしたニュータービズムの振興

- ・中山間地域の特性を活かした各種ニュータービズムの取組の推進
- ・交流事業に関する県内外への効果的な情報発信

6 都市部との共生

中山間地域の特性を活かした都市部との共生

- ・中山間地域と都市部との協定締結による交流・共生の推進
- ・中山間地域の特性を活かした都市部との連携・協力の推進

7 公益的機能の維持増進

里山整備(鳥獣被害対策等を含む農林地の保全)の推進

- ・有害鳥獣による農作物等への被害防止対策の強化
- ・県民や民間企業等が協働・連携した森林保全対策の推進
- ・集落環境の維持保全の推進・支援

○印は条例に反映すべき事項

次期中山間地域対策に関する 検討結果報告書

平成23年11月

次期中山間地域対策検討懇談会

目 次

は じ め に	1
1 生活交通の確保について	2
2 情報通信環境の整備について	4
3 保健医療・福祉サービスの充実について	5
4 子育て環境の整備について	6
5 地域の見守り、防犯・防災活動の推進について	7
6 買い物弱者支援について	9
7 コミュニティビジネスの推進について	11
8 集落機能の維持、集落活動の担い手について	
(1) 集落活動の担い手について	12
(2) 集落機能の維持について	13
(3) 移住・定住の促進について	14
9 伝統文化の継承について	15
10 産業の振興について	
(1) 生産から販売までの体制強化について	16
(2) 新たな産業の創出について	17
(3) 就業の場の確保について	18
(4) コミュニティビジネスの推進について	19
(5) 再生可能エネルギーの導入について	20
11 他地域との交流促進について	21
12 都市部との共生について	22
13 公益的機能の維持・増進について	23
ま と め	25
(そ の 他)	
○ 中山間地域振興条例に係る施策展開の方向性	
○ 次期中山間地域対策検討懇談会設置要綱	
○ 次期中山間地域対策懇談会委員名簿	
○ 次期中山間地域対策検討懇談会の開催状況	

はじめに

次期中山間地域対策検討懇談会（以下「懇談会」という。）では、平成23年5月から11月までの間、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号。以下「条例」という。）」の見直し及び次期中山間地域対策について検討を行ったので、その結果を本報告書のとおり取りまとめ、ここに報告する。

なお、懇談会の概要、報告書の取りまとめ方法等については、以下のとおり。

（1）懇談会の設置について

条例附則2の規定により、これまでの条例及び行政施策の成果を総合的に検証し、条例見直し及び次期中山間地域対策について検討を行うことを目的として、平成23年4月に懇談会が設置された。

また、懇談会での検討内容の更なる掘り下げと充実を図るため、懇談会に「地域づくり部会」、「安全・安心部会」の2つの専門部会が設置された。

（2）懇談会の所掌事務について

懇談会においては、鳥取県の中山間地域の振興に関して、主に次の事項について検討を行うこととされた。

- ・条例に規定する各条項の内容に関するここと。
- ・次期中山間地域対策として取り組む施策に関するここと。
- ・その他中山間地域振興を推進するために必要な事項。

（3）懇談会の開催状況について

懇談会は、5月27日に第1回会議（全体会）を開催した後、11月までに地域づくり部会、安全・安心部会を各4回開催し、各部会の所管事項についてそれぞれ検討を行い、11月17日の全体会において、最終的な検討結果の取りまとめを行った。

また、懇談会の開催と並行して、鳥取県議会企画監察委員会との意見交換を3回（全体会1回、地域づくり部会、安全・安心部会各1回）行った。

（4）懇談会での検討状況について

懇談会では、主に条例第7条に規定する「重点的に取り組む施策」を中心に検討を進め、第7条の各項目に沿って、次期中山間地域対策として重点的に取り組むべき施策について検討するとともに、新たに条例に盛り込むべき事項について併せて検討を行った。

検討に当たっては、中山間地域の現状や地域が抱える課題等を踏まえ、「平成23年山間集落実態調査」の結果等も参考にしながら、精力的に議論を重ねた。

（5）報告書の取りまとめ方法について

本報告書では、懇談会での検討結果をもとに、条例第7条の「重点的に取り組む施策」の項目に沿って、次期中山間地域対策として特に重点的に取り組むべき施策のポイントを「施策の重点ポイント」として整理した。

更に、「施策の重点ポイント」を踏まえて、必要と考えられる施策の方向性を「施策展開の方向性」としてまとるとともに、想定される具体的な施策展開案を「施策展開例」として例示した。

また、現行条例に特段の規定が無い事項、及び新たなキーワードとなる事項については、条例に反映すべき事項として、その旨記載した。

1 生活交通の確保について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、人口減少や自家用車の普及等による利用者の減少により、路線バス等の公共交通機関の撤退・縮小が進行し、車を持たない高齢者など、買い物や通院・通学等の日常生活に支障をきたす地域住民が増加している。
- ・一部の地域で共助交通、過疎地有償運送等の新たな運送サービスが提供されているものの、事業の採算性、利用者の利便性等の課題を抱えており、地域住民の日常生活交通の確保、利便性の維持・向上は、中山間地域における喫緊の課題となっている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「日常生活の基盤である生活交通の確保、利便性の向上」

地域住民の日常生活を支える、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保、利便性の向上を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域の生活交通手段を社会全体で維持・確保するための公的支援の充実

共助交通はもとより、過疎地有償運送、乗合バスなど、中山間地域における交通事業は、必ずしも採算の合うものではないため、住民の移動の権利の保障、生活交通を社会全体で支えるとの観点から、更なる公的支援の充実・拡大が必要である。

＜施策展開例＞

- ・過疎地有償運送等への支援強化
- ・路線バス、乗合タクシー等への支援強化 等

② 地域の実情に応じて様々な交通資源を組み合わせた生活交通体系の確立

デイサービス送迎車など福祉車両の活用等も含めて、地域に存在する様々な交通資源を有機的に組み合わせて、地域交通の再編・マネジメントを行うことにより、地域の実情に合った持続可能な生活交通体系の確立を図る必要がある。

＜施策展開例＞

- ・地域交通の再編・マネジメントの取組への支援
- ・福祉施設等の車両の活用（モデルケースの構築・支援） 等

③ 利用者ニーズに合った利便性の高い生活交通サービスの提供

ドア・ツー・ドアやデマンド型、低料金、路線やダイヤの充実など、生活交通の主要な利用者である高齢者の安全性や利便性に配慮した、利用者ニーズに合ったきめ細かい生活交通サービスの提供を進めていくことが望まれる。

＜施策展開例＞

- ・高齢者等が利用しやすい新たなサービス提供の検討 等

④ 自家用有償運送に係る道路運送法上の規制緩和の働きかけ

過疎地有償運送をはじめとする自家用有償運送の取組みについて、地域ニーズに即した柔軟なサービス提供が行えるよう、運行主体の意向等を踏まえ、必要に応じて規制緩和等の働きかけを行っていく必要がある。

＜施策展開例＞

- ・国への規制緩和の要望、特区申請 等

2 情報通信環境の整備について

【現状・課題】

- ・近年、全ての市町村でブロードバンド通信環境が整備され、携帯電話の不感地区も大幅に解消されるなど、中山間地域における情報通信環境は着実に改善が図られており、テレビ電話を活用した高齢者の安否確認など、多様な情報通信サービスも展開されてきている。
- ・地域住民の日常生活の利便性向上、災害・緊急時の連絡手段の確保等のために、引き続きその基盤となる情報通信環境の整備を進めるとともに、利便性の高い情報通信サービスの更なる展開を図る必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「利便性の高い情報通信サービスの展開と基盤整備」

高齢者等に配慮した利便性の高い情報通信サービスの展開と、その基盤となる情報通信環境の整備を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 高齢者等の情報弱者の情報通信サービス活用の推進

携帯電話等の情報通信機器の普及、多様なサービス提供が進展する中、高齢者等が情報弱者として取り残されないよう、高齢者向けの機器やサービスを含めて、高齢者が気軽に情報を入手したり、各種情報通信サービスを活用できる環境を整備する必要がある。

＜施策展開例＞

- ・携帯電話の活用など、高齢者に優しい情報機器の導入
- ・有効な情報提供方法の検討 等

② 日常生活や災害・緊急時に不可欠な情報通信基盤の整備・充実

携帯電話等の情報通信機器は、日常生活の利便性の向上、緊急時の連絡手段等として、様々なサービス展開が可能であることから、残された携帯電話不感地区の解消をはじめ、引き続き地域の情報通信基盤の整備・充実を図る必要がある。

＜施策展開例＞

- ・携帯電話の利用環境の充実
- ・光ファイバー網や防災無線の整備
- ・災害時等の通信手段の確保 等

3 保健医療・福祉サービスの充実について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、高齢化の進展に伴い、保健医療・福祉サービスへのニーズが高まる一方、地域の病院等のサービス拠点施設の不足、通院のための交通手段の不便さ等の課題を抱え、地域住民の健康の保持・増進に不安が生じている。
- ・更なる高齢化の進展や認知症患者の増加等に対応し、高齢者等が地域で安心して健やかに暮らせるよう、地域における高齢者のケア体制の強化や、保健医療・福祉サービスの維持充実を図る必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域で健やかに暮らせる保健医療・福祉サービスの充実」

高齢者等が地域で安心して健やかに暮らせるよう、地域住民の健康の保持・増進、保健医療・福祉サービスの充実や、サポート体制の強化を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 住み慣れた地域で安心して暮らせるための保健医療・福祉サービスの充実

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症対策の強化、医師・看護師等の確保、在宅サービスの充実、ケア付き住宅の整備など、地域における保健医療・福祉サービスの充実・強化を図る必要がある。

＜施策展開例＞

- ・中山間地域における医師、看護師の確保・育成
- ・往診の拡大等、在宅医療・看護・介護サービスの充実
- ・ケア付き高齢者住宅の検討 等

② 介護予防、健康の保持増進のための啓発活動や支援策の充実

高齢者等が地域で健やかに暮らすためには、介護予防や健康づくり、病気の早期発見が特に重要であり、地域住民の健康の保持・増進のための啓発活動の強化や、検診の推進を強力に進める必要がある。

＜施策展開例＞

- ・認知症の予防対策等の各種啓発活動の充実・強化
- ・各種検診の推進 等

③ 高齢者等を地域全体でサポートするための関係機関の連携・協力体制づくり

独り暮らしの認知症患者や要介護者等、地域の高齢者等を地域全体で支援するためには、地域住民やボランティアによる支え合いも含めて、関係機関の緊密な連携が不可欠であり、そのための協力体制やネットワークの構築を早急に進める必要がある。

＜施策展開例＞

- ・関係機関が連携した見守りネットワークの構築 等

4 子育て環境の整備について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、人口減等に伴う学校や保育施設の統廃合が進み、子どもの通園・通学に係る負担の増大等、地域の教育・子育て環境が悪化しており、それが若い世代の地域への定住を妨げる要因の一つにもなっている。
- ・中山間地域の住民が、地域で安心して子供を生み育てることができるよう、地域における教育・保育環境の整備・充実や、魅力のある子育ての推進を図る必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域で安心して子育てができる環境の整備・充実」

地域で安心して子育てができるよう、教育・保育環境の整備・充実や、地域ぐるみの特色ある子育てを推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域で安心して子育てができるための教育・保育等の環境の整備

中山間地域で安心して子育てができるよう、通園・通学に係る負担の軽減や安全確保、延長保育や放課後教育の充実等の取組みを強化し、地域の教育・保育環境の整備・充実を図る必要がある。

＜施策展開例＞

- ・延長保育、放課後教育等の充実
- ・子どもの通園、通学への支援
- ・結婚支援対策の推進 等

② 地域ぐるみで独自の子育てを行う仕組みや複合拠点づくりの推進

地域住民も参加し、人との触れ合いや地域との結びつきを大切にした、地域ぐるみでの教育・子育てを行うことにより、都市部との差別化を図ることが可能であり、そのための仕組みづくりや、学びや遊びの複合的な拠点づくりを進めていく必要がある。

＜施策展開例＞

- ・地域ぐるみで行う独自の子育ての取組への支援 等

③ 中山間地域の特性や地域資源を活かした多様な子育ての推進

中山間地域は、豊かな自然環境など、地域の特性や地域資源を活かした多様な子育てを展開する場としての可能性を秘めており、「森のようちえん」のような地域独自の特色ある取組みの拡大が期待される。

＜施策展開例＞

- ・豊かな自然を活用した保育への支援 等

5 地域の見守り、防犯・防災活動の推進について

【現状・課題】

- 中山間地域では、過疎・高齢化の進行等により独居の高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、日常生活や災害時対応への不安を抱えており、日常生活の中での見守りや防犯活動の強化、火災や地震など災害発生時の消火・救助体制の確立が課題となっている。
- 一方、協定締結事業者による見守り活動等の取組みが広がりを見せており、住民や地域の力を活かして、地域の実情に合った見守り・防犯活動や、地域ぐるみでの消防・防災体制づくりを進めることができるとなってきている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域の見守り活動の推進、見守り体制の確立」

住民同士のつながりを活かして、様々な組織が連携・協力した、高齢者等の見守り活動の推進、見守り体制の確立を図ること。

「防犯活動、消防防災体制の充実・強化」

高齢者等の犯罪被害防止、災害・緊急時の支援など、地域における防犯活動の推進、消防防災体制の充実・強化を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域ぐるみでの見守り活動の推進、見守り体制の確立

地域住民、保健師や民生委員、見守り事業者など様々な主体による、地域における人と人とのつながりの強さを活かした高齢者等の見守り活動の更なる推進が望まれる。

また、見守り活動が有効に機能するためには、関係者・機関の緊密な連携が不可欠であり、そのための協力体制や実務レベルでのネットワークの構築を早急に進める必要がある。

＜施策展開例＞

- 関係機関によるネットワークの構築
- 携帯電話などの情報通信機器の活用
- 見守り活動参加事業者の拡大
- 様々な主体が連携した見守り活動の支援 等

② 高齢者等の犯罪被害防止のため関係機関が連携・協力した防犯活動の推進

情報が少なく相談相手もいない高齢者等は、犯罪への不安を抱いており、警察はもとより、地域住民による見守りも含め、関係機関が連携・協力した情報提供や啓発活動、高齢者等が相談しやすい環境の整備など、犯罪被害に遭わない社会づくりを進める必要がある。

＜施策展開例＞

- 高齢者等への情報提供、啓発等の取組みの強化
- 高齢者等が相談しやすい環境の整備 等

③ 消防防災組織の確立、災害時対策の強化等、地域の消防防災体制の強化

過疎・高齢化等により、地域の消防防災組織が弱体化しており、消防団員の確保や自主防災組織の整備を進めて、関係組織が連携して円滑な消火・救助活動等が行えるよう、地域の実情に合った消防防災体制の充実・強化を図る必要がある。

＜施策展開例＞

- ・消防団員の確保や自主防災組織の整備等、地域の実情に合った消防防災体制の確立
- ・中山間地域特有の災害や危険に対する備えの強化 等

④ 災害・緊急時における地域ぐるみでの高齢者等のサポート体制の確立

独居の高齢者や高齢者世帯など、災害・緊急時における要援護者に関する情報の把握や、緊急連絡体制、避難救助体制の確立など、非常時に地域ぐるみで高齢者等をサポートする仕組みづくりを推進する必要がある。

＜施策展開例＞

- ・独居高齢者等、要援護者の連絡・避難体制の確立 等

※「消防防災体制の充実・強化」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

6 買い物弱者支援について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、身近なスーパーや小売店等の閉鎖により、生活必需品の確保にも支障をきたす買い物困難地域が拡大し、交通が不便な地域の車を持たない高齢者など、日常的な買い物もままならない、いわゆる「買い物弱者」「買い物難民」が急増している。
- ・一部の地域で移動販売等の買い物支援サービスが提供されているものの、事業の採算性、利用者の利便性等の課題を抱えており、住民の買い物機会の確保、利便性の維持・向上は、中山間地域における喫緊の課題となっている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「買い物の機会の確保、利便性の維持・向上」

買い物困難地域における生活必需品等の日常的な買い物機会の確保、利便性の維持・向上を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 買い物困難地域における移動販売事業の維持・サービス拡大への支援強化

移動販売事業は、車両購入費や維持管理費の負担、人口減少による利用者の減等により、新規参入や事業継続が困難な状況にあり、サービスの維持・拡大のためには、更なる公的支援の強化が必要である。

＜施策展開例＞

- ・維持管理経費への助成など、既存支援事業の充実 等

② 地域の実態に応じた多種多様な買い物サービスの展開の推進

買い物の支援には、外出（買い物ツアー等）、配達（個別配達等）、巡回（移動販売等）、代行（買い物代行等）、店舗経営（集落コンビニ等）など様々な手段があり、地域ニーズや実情に応じた多様な買い物サービスの展開を推進する必要がある。

＜施策展開例＞

- ・移動販売、宅配、買い物代行、買い物ツアー等への支援
- ・地域での店舗経営の取組の推進 等

③ 移動販売等の買い物事業者による複合的なサービス提供の推進

一部の移動販売事業者により、病院と連携した健康相談や高齢者独居世帯への声掛け、安否確認等の取組みが行われ、地域医療や見守りの推進に寄与しており、今後このような買い物事業者による複合的なサービス提供の拡大が期待される。

＜施策展開例＞

- ・移動販売と医療機関等との連携（モデルケースの構築・支援） 等

④ 買い物を中心とする多機能の複合拠点づくりの推進

買い物を中心に、医療・福祉、交通、産業、金融、交流等の多様なサービスを提供する、多機能の複合拠点づくりを進めることにより、地域住民の利便性の向上や地域の活性化につながると考えられる。

＜施策展開例＞

- ・地域の多機能複合拠点づくりの取組への支援 等

※「買い物の機会の確保」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

7 コミュニティビジネスの推進について

【現状・課題】

- 中山間地域では、都市部に比べ、移動販売等の買い物支援サービスをはじめ、地域で生活するための様々なサービスが不足している。
- 地域の住民が安心して暮らせる生活環境を確保するため、地域に不足するサービスを提供する小規模なビジネスの拡大を支援していく必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進」

地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの起業や事業拡大、分野を横断した取組を推進・支援すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域の安心に貢献するビジネス（コミュニティビジネス）に対する支援

中山間地域に不足するサービスの提供により、地域住民の安心な生活の確保に貢献するビジネスを支援するとともに、人材を育成していく必要がある。

＜施策展開例＞

- 地域への貢献度の高いコミュニティビジネスへの支援の強化
- コミュニティビジネスに取り組む人材の育成支援（情報提供、研修等） 等

※「コミュニティビジネスの推進」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

8 集落機能の維持、集落活動の担い手について

(1) 集落活動の担い手について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、過疎化・高齢化により、地域づくりの担い手や推進役の高齢化が進み、地域の次代を担うリーダー人材の不足が顕著となっている。
- ・集落支援員の配置など外部人材の導入も含め、地域づくりの担い手や推進役となる人材の確保・育成が急務であり、また、地域リーダー等の活動をサポートする組織体制づくりも求められている。

【施策の重点ポイント】

以上を踏まえて、次期対策においては、特に次のとおり重点的に取り組むべきと考える。

「地域づくりの核となる組織の設置とネットワークの構築」

集落支援員や地域リーダーを支えるサポートセンター機能の創設と、関係機関等のネットワーク化を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 集落支援員等の計画的配置

地域づくりのリーダーとして、国の支援制度を活用した集落支援員など、支援が必要な地域へのコーディネーター人材の計画的な配置を促進する必要がある。

＜施策展開例＞

- ・支援を要する地域への集落支援員の計画的な配置 等

② 地域組織のリーダー等を育成するための様々な研修の提供

地域づくりを担うリーダーやリーダー候補者の継続的な養成のため、マネジメント力、教育力、経理・会計など、多様な研修・講座の開設・提供を図る必要がある。

＜施策展開例＞

- ・まとめ役、つなぎ役、仕掛け役、会計担当等の役割に応じた講座の開設
- ・NPOやサポートセンター等との連携 等

③ 地域づくりをサポートするセンター機能の設置とネットワークの構築

地域づくりに関する専門的な相談・支援や、リーダー養成のための研修企画等を行い、地域づくりを総合的にサポートするセンター機能の創設を検討する必要がある。

サポートセンターを中心に、高等教育機関、市町村、自治組織、地域リーダー等、関係機関・組織等のネットワーク化を図り、連携・協力体制を構築することも重要。

＜施策展開例＞

- ・大学や専門機関を中心に、分野を横断して地域リーダーや集落支援員等を支援する「サポートセンター」の設置
- ・分野を横断した幅広いニーズに応える広域ネットワーク化への支援 等

(2) 集落機能の維持について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、過疎・高齢化の進展による集落規模の縮小により、単独では集落機能を維持し、集落活動を継続することが困難な地域も増加してきている。
- ・地域における住民の自立した生活を確保するための、集落を越えた連携・協力の取組みや、複数集落にまたがる広域的な地域運営組織づくりの推進が課題となっている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「広域的運営組織による地域づくりの推進」

複数集落にまたがる広域的な運営組織の活動を支援し、新たな単位での地域づくりを推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 広域的運営組織の立ち上げ促進と活動支援

集落単独での活動が困難な地域では、新たな地域づくりの範囲として、旧村や公民館区、小学校区単位の、複数集落にまたがる広域的な地域運営組織づくりを支援し、集落独自の営みと広域的な取組みの二重構造による地域運営を推進する必要がある。

＜施策展開例＞

- ・複数集落にまたがる地域運営組織の設立・活動の支援
- ・組織の立ち上げ、仕組みを構築するためのコーディネーターの設置 等

② 広域的な活動を支援する体制づくり

小規模なグループ同士の集落を越えた連携の取組など、広域的な地域づくり活動を推進するための、組織間の仲介や調整、ネットワーク化を支援する体制も必要。

＜施策展開例＞

- ・ネットワークの仲立ちやボランティアの組織化等の支援 等

③ 地域のコミュニケーションの場づくりへの支援

既存施設の活用も含めて、地域住民等が気軽に集えるコミュニケーションの場を設置し、学生やボランティア等も含めた、交流や支え合いの拠点づくりを推進する必要がある。

＜施策展開例＞

- ・大学等が地域や集落と継続的に連携していくための地域拠点づくり
- ・福祉施設等の既存施設の活用も含めた地域住民等の交流の場づくり 等

(3) 移住・定住の促進について

【現状・課題】

- ・中山間地域における集落活動の担い手の確保、集落機能の維持を図るため、地域外からの移住・定住者を獲得して、集落の人口減少を抑制し、地域の活性化につなげていくことも重要な課題となっている。
- ・大震災を契機とした価値観の変化や、田舎暮らしやスローライフ志向が高まる中、中山間地域は、移住定住先として大きな可能性を秘めており、鳥取県を移住定住先として選んでいただくための、きめ細かい基盤整備が求められている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「中山間地域への移住・定住の促進」

地域における人口減少を抑制し、集落活動の担い手を確保するため、移住定住者の拡大を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 移住定住に関する相談体制の充実、情報発信の強化

移住定住者の拡大を図るため、定住カルテの作成等の取組を進めるとともに、相談窓口機能の強化や効果的な情報提供など、相談体制の充実、情報発信の強化を図る必要がある。

＜施策展開例＞

- ・「基礎定住圏」の設定、定住カルテの作成（地域ごとに定住目標を共有し、総合的に定住要件を点検）
- ・移住定住に関する専任相談員の設置 等

② 移住定住のための住居確保への支援等、受入体制の強化

公営住宅や空き家等の不動産情報の提供、住宅取得への助成など、住居確保への支援をはじめとする、移住定住希望者の受入体制の整備を図る必要がある。

＜施策展開例＞

- ・空き家や耕作放棄地の活用 等

③ 農業をはじめとする移住定住者の就労支援の強化

就職情報の提供や就職相談の実施、中山間地域での起業や就業への支援など、移住定住希望者の就労に対する支援を強化する必要がある。

＜施策展開例＞

- ・就農目的の移住者への支援強化
- ・医療・介護分野等への就労の促進 等

※「移住・定住の促進」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

9 伝統文化の継承について

【現状・課題】

- 中山間地域には、歴史と風土の中で育まれた貴重な伝統行事や伝統芸能、文化財等が多数存在するが、伝統文化に対する理解や認識の低下、過疎高齢化による担い手不足等により、地域の伝統文化を維持・継承することが困難な状況が生じている。
- 郷土に伝わる伝統文化等の価値を再認識するとともに、これらを維持・存続し、次世代に継承していくための取組みを推進し、個性豊かな地域づくりを展開する必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域固有の伝統文化の保存・継承」

情報発信等による伝統文化への関心の向上や人材育成など、様々な手段により地域の伝統文化の保存・継承を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域の伝統文化を県内外に情報発信するPR活動の支援

地域の伝統文化等の素晴らしさを広く知らせるため、披露の場の創設や冊子等での紹介など、県内外に情報発信を行う取組みを支援する必要がある。

＜施策展開例＞

- ・子どもへの情報発信の場の創設
- ・地域の史跡巡りルートの開発
- ・データベース化や書籍化による情報発信 等

② 学校教育との連携による伝統文化の継承

大学等も含めた学校教育現場と連携して、地域の伝統文化を学校の授業や郷土学習等に積極的に取り入れることにより、子ども達への伝統文化の継承や、次代の担い手の確保に繋げていく必要がある。

＜施策展開例＞

- ・大学等も含めた学校の授業への取り入れ
- ・郷土学習という形での学習機会の創設
- ・食育の推進等による伝統的な郷土料理等の豊かな食文化の伝承 等

③ 地域固有の伝統文化を保存・継承するための取組の支援

伝統文化の掘り起こしや復活運動、保全活動など、地域固有の貴重な伝統文化を保存・継承するための取組みに対する支援を拡大する必要がある。

＜施策展開例＞

- ・中山間地域の「匠」や「宝」の掘り起こし
- ・備品等の修繕・購入への助成も含めた、保存・継承のための取組に対する支援強化
- ・文化財指定等による継承の検討 等

10 産業の振興について

(1) 生産から販売までの体制強化について

【現状・課題】

- 中山間地域には、特産品づくりなどに取り組む小さなグループが多数存在するが、共通して販売ルートなどに課題を抱えており、また、食品加工においては様々な規制が足かせとなり、活動が制限されるケースもある。
- 中山間地域における多種多様な地域資源を強みとして、産業振興や地域の活性化に結びつけることが必要であるが、必ずしも売れるものづくりに結びついていない。
- 以上から、市場ニーズのマーケティングに基づいた特産品づくりや消費者とのつながりなどをコーディネートするための専門人材の配置などが求められている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「販売面における支援体制の強化」

農林業等の販路拡大や市場性を高めるための支援体制の強化を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 消費者ニーズに即した生産販売の支援体制の構築

特に、零細で高齢の農業者が中心となった中山間地域での特産品づくりでは販路の確保が難しく、産業化を図るためにには、集出荷を含めた販売面での支援体制の強化が必要。

＜施策展開例＞

- 小ロットの特産品の集荷販売支援
- 販売ルート開拓のための支援
- 総合的なマーケティング機能・組織づくり 等

② 生産者が生産しやすい環境づくり

食品加工製造における規制が厳しく、加工場の確保に苦労している実態があることから、食品衛生法等の規制緩和が必要である。

＜施策展開例＞

- 加工品の製造販売における規制緩和 等

③ 市場性のある農林産物づくりによる所得向上の実現

中山間地域の資源を活用した特産品づくりにおいて、マーケティングの専門人材により市場ニーズに合った売れるものづくりを行うことが重要であり、また、農産物の販売においても、他にはない鳥取独自の方法を開拓するなどの取組が必要である。

＜施策展開例＞

- マーケティング等の専門人材による特産品づくり
- 兼業農家を巻き込んだ特産品の創出、直売所の充実
- 生産者と消費者の繋がりを大切にした独自方式（「鳥取方式」）の開拓による直売、契約販売、オーナー制度等の充実 等

(2) 新たな産業の創出について

【現状・課題】

- ・農林業等、商工業、観光等が縦割りとなっており、中山間地域の地域資源が十分に活用できていない。
- ・都市部から人を呼び込むための仕掛けが必要だが、戦略を練るための情報交換の場が不足している。
- ・加工施設、直売所、農家レストラン等の施設整備が遅れている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「中山間地域ならではの農林業と多様な分野との連携の推進」

中山間地域の豊かな自然環境等を活用した、農商工だけでなく、健康等をキーワードとした連携の推進を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域資源を活用した農林業と多様な分野との連携の推進

中山間地域ならではの豊かな森林資源や農林産物、水などと、健康や環境などを結びつけた「農・観光連携」や「農・環境連携」などの取組を推進していく必要がある。

＜施策展開例＞

- ・環境や健康、観光等と農林業との連携支援 等

② 農商工連携等の推進に係る一体的な取組体制の確立

特定エリア内での総合的な戦略の下で、農・商・工が一体的に結びついていくような体制整備が必要である。

＜施策展開例＞

- ・連携する各団体等の縦割りの解消対策
- ・中山間地域の特徴を活かした戦略を練るための意見交換、情報交換の場の創出
- ・「観光」を軸とした小エリア内での連携による商品開発支援 等

③ 特產品の生産販売を促進するための施設整備

農商工連携や6次産業化の推進に伴い、加工施設や販売施設の整備が必要となっている。

＜施策展開例＞

- ・タケノコや柿等の特產品を使用した加工品を製造する加工施設の整備
- ・農産物や加工品の販売施設整備 等

④ 中山間地域における小規模な事業の創出のための支援

中山間地域の資源を活用した商品開発と、それを開発から流通までコーディネートする人材の配置が必要である。

＜施策展開例＞

- ・県内各地の名水の商品化
- ・資源の掘り起こしとそれを商品化に繋げる人材の配置 等

(3) 就業の場の確保について

【現状・課題】

- ・中山間地域では都市部に比べて就業の場が圧倒的に不足しているが、不況の影響もあり、企業誘致は困難な状況にある。
- ・逆に、中山間地域に立地していた企業が撤退または廃業するなど、地域の雇用の機会が縮小しているのが現状である。
- ・森林保全の担い手育成など、農林水産業での就業の場を創出するための施策、県内企業の活性化や地元からの起業支援が必要である。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「農林業における雇用創出の仕組みづくり」

森林資源等を活用した中山間地域における新たな雇用の創出を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 農林業における雇用創出の仕組みの検討

森林保全や新エネルギーなどを雇用創出に繋げる方策、木や竹などの森林資源を利用した伝統文化の見直し、農林業後継者を育てるための地域の受け皿づくり、地元木材を積極的に使用するような仕組みづくりなどが必要である。

＜施策展開例＞

- ・大々的な森林保全による雇用の創出の検討
- ・農業後継者の就農支援に係る農業法人等との連携推進
- ・林業の担い手育成確保対策
- ・伝統工芸品等の職人の再評価に繋げる取組
- ・木材の安定的な消費の仕組みづくり 等

② 中山間地域における誘致活動の推進

中山間地域に立地するメリットのある業種への誘致活動や、中山間地域の農林産物を活用した新たな産業の起業支援が必要である。

＜施策展開例＞

- ・水など中山間地域のメリットを生かした企業誘致
- ・誘致企業との連携による6次産業の起業支援 等

③ 県内企業の活性化と地元からの起業支援

現在県内に立地している企業に対する支援策の強化と地元からの起業を促進する施策が必要である。

＜施策展開例＞

- ・雇用や設備投資に対する支援策の強化 等

(4) コミュニティビジネスの推進について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、住民グループ等による、地域資源を活用した特産品づくり、農家レストラン等の取組が、小規模ながら多数実施されている。
- ・こうした取組を支援・推進し、産業振興や地域の活性化、地域住民の生き甲斐につなげていく必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進」（再掲）

地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの起業や事業拡大、分野を横断した取組を推進・支援すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域の発展に貢献するビジネス（コミュニティビジネス）に対する支援

地元の農産物等の地域資源を活用した特産品づくりなど、地域の発展・活性化に貢献するビジネスを支援するとともに、人材を育成していく必要がある。

＜施策展開例＞

- ・地域への貢献度の高いコミュニティビジネスへの支援の強化
- ・コミュニティビジネスに取り組む人材の育成支援（情報提供、研修等） 等

※「コミュニティビジネスの推進」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

(5) 再生可能エネルギーの導入について

【現状・課題】

- 世界的な再生可能エネルギーへの転換の機運が高まる一方で、中山間地域にある豊富な水資源や木質バイオマスなどの活用が求められている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「再生可能エネルギーの導入・利活用の推進」

豊かな自然環境等を活用した、再生可能エネルギーの導入・利活用を推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 小水力発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

耕作放棄地、森林など、中山間地域の未利用資源を活用し、小水力発電などの新エネルギーの開発を推進する必要がある。

<施策展開例>

- 環境にやさしい電力供給として小水力発電（マイクロ発電含む）や木質バイオマス発電の開発・運用の推進 等

※「再生可能エネルギーの導入」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

1.1 他地域との交流促進について

【現状・課題】

- ・豊かな自然環境などの中山間地域の資源を活かした都市部等の他地域との交流の取組みは、中山間地域の活性化の方策として期待されているが、今のところ一部の地域や一過性の交流にとどまっている。
- ・体験的要素を取り入れたツーリズムや教育旅行へのニーズが高まる中、他地域との多様な交流を積極的に進めることにより、地域に活力が生まれるとともに、中山間地域の公益的な価値に対する理解を深めることが期待される。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域の特性を活かしたニューツーリズムの振興」

グリーンツーリズム等、中山間地域の資源や特性を活かした各種ニューツーリズムの取組を推進すること。

※ニューツーリズム：従来型の観光旅行に対して、テーマ性を強く打ち出し、人や自然とのふれあいなどの要素を取り入れた、体験型、滞在型の新しい形の旅行（出典：「JapanKnowledge」を参考）

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 中山間地域の特性を活かしたニューツーリズムの取組の推進

森林等の豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムなど、中山間地域の特性や地域資源を活用した、各種ニューツーリズムの取組みを積極的に進める必要がある。

人とのふれあいや豊かな自然・食など、地域の魅力を活かしたメニューの組立て、都市住民のニーズ把握やマッチング等を担うコーディネート機能の確立が重要となる。

＜施策展開例＞

- ・グリーンツーリズム等の取組の支援
- ・マッチングに係るサポートセンター機能を果たす組織の設置検討
- ・空き家の活用による外来者受入れ体制の整備
- ・交流事業に取り組む企業と地域との仲介 等

② 交流事業に関する県内外への効果的な情報発信

メディアや来訪者自身が情報発信する仕組みなど、様々な広報媒体の活用により、都市等との交流事業を効果的にPRし、中山間地域の魅力や公益的な価値を広く県内外に情報発信することも必要。

＜施策展開例＞

- ・様々な広報媒体の活用によるPR活動の支援 等

※「ニューツーリズムの振興」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

1.2 都市部との共生について

【現状・課題】

- ・豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と、高度な医療、人材、産業などを有する都市部とが、互いの機能や特性を理解し、棲み分けや相互補完を図ることが期待されるが、まだ十分な連携・協力が図られていない状況にある。
- ・中山間地域と都市部地域との協定締結等により、相互に連携・協力を図り、中山間地域と都市部との共生、均衡ある地域づくりを推進していく必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「中山間地域の特性を活かした都市部との共生」

パートナーエリア協定の締結など、中山間地域の特性を活かした都市部との共生を推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 中山間地域と都市部との協定締結による交流・共生の推進

都市部との共生の推進策として、パートナーエリア協定により、中山間地域と都市部の地域とが相互交流や災害時支援等に関する協定を締結する取組を促進する。

＜施策展開例＞

・パートナーエリア協定の促進 等

② 中山間地域の特性を活かした都市部との連携・協力の推進

中山間地域のモニターツアー等、都市住民による地域の魅力や価値の発見・検証を行い、中山間地域への理解を深めることにより、都市部との連携・協力の取組を推進する。

＜施策展開例＞

・都市住民による中山間地域の魅力の発見、活用法の検証 等

13 公益的機能の維持・増進について

【現状・課題】

- ・山林の荒廃や耕作放棄地の増加に伴い、鳥獣被害が里山にまで及ぶようになり、そのことが営農意欲の低下を招き、更に山林や農地の荒廃を招くという悪循環となっている。
- ・農林地の荒廃などにより、中山間地域の豊かな自然が失われつつあるだけでなく、農林地がこれまで果たしてきた治山、治水等の環境保全機能が弱まっている。
- ・一方で、獣友会の高齢化が進んでおり、有害鳥獣駆除の専門人材確保も課題となっている。
- ・森林保全については、山林の複雑な所有形態や不在地主の増大などにより、個人や集落単位での管理に限界を生じている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「里山整備（鳥獣被害対策等を含む農林地の保全）の推進」

鳥獣被害対策や農林地保全対策の強化により里山整備を推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 有害鳥獣による農作物等への被害防止対策の強化

鳥獣被害防止対策は、農林家のみでは難しくなってきていることから、都市部からのボランティア等の活用や専門人材の育成、配置が必要である。

＜施策展開例＞

- ・有害鳥獣駆除の専門人材の育成
- ・ボランティア等を活用した対策実施の推進 等
- ・効果的な防止対策の普及・支援
- ・食材としての鳥獣肉の活用の検討 等

② 県民や民間企業等が協働・連携した森林保全対策の推進

高齢化と後継者不在の現状では、個人や集落単位での管理には限界があることから、企業のCSR活動との連携や森林組合などへの管理委託などの取組を推進するとともに、公益的機能の重要性と森林保全の必要性を都市部の住民に伝える必要がある。

＜施策展開例＞

- ・企業のCSR活動との連携等を通じた公益機能維持の取組の推進
- ・水源のかん養等の公益的機能のPRを通じた維持活動の強化
- ・地域の森林づくりの中心となるフォレスター（森林保全の全体的な調整役）の体制づくり
- ・放置された竹林の拡大防止や竹材の利用拡大など竹林対策の強化 等

③ 集落環境の維持保全の推進・支援

高齢化、過疎化により、道路や水路などの集落環境の維持が困難となっていることから、行政やボランティアによる支援の必要性が高まっている。

<施策展開例>

- ・水路や道路を含めた集落環境の維持管理を行う人材の確保
- ・生活環境に悪影響を及ぼす不法投棄への対策強化 等

※「里山整備の推進」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

ま　と　め

I 特に重視すべき視点、キーワードについて

以上、次期中山間地域対策として重点的に取り組むべき施策について、項目毎に整理してきたが、まとめとして、今後の施策展開に当たって特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワードについて記述する。

(1) 「安全・安心」の確保が急務

中山間地域の中でも、特に過疎化・高齢化が進む山間奥地等の小規模高齢化集落では、集落機能が著しく低下し、集落の維持・存続さえ危ぶまれる地域も存在する。

また、独居の高齢者や高齢者のみの世帯など、サポートの必要な高齢者等が、今後更に増加していくことも予想される。

こうした集落の住民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、交通手段や買い物機会の確保、保健医療・福祉の充実など、「安全・安心な生活環境の確保・充実」が喫緊の課題であり、そのための取組を早急かつ強力に展開する必要がある。

(2) キーワードは「多機能・複合化」

中山間地域における地域づくりは、対象となるエリア・人口の規模が小さいこと等から、単独の事業主体による個別のサービスを継続していくことは、採算性、効率性等の面から困難を生じるケースが少なくない。

一方、移動販売と医療機関との連携が良い相乗効果を生み出している等の事例もあり、今後は、いかに分野を越えた複合的な取組を展開できるかが一つのポイントとなる。

限られた資源やマンパワーを有効に活用した、分野を横断した連携・協力や、小規模な事業を組み合わせた複合的なサービス展開、様々な機能を一か所に結集した多機能の拠点施設づくりなど、「多機能・複合化」の取組を推進・支援していく必要がある。

【多機能・複合化の取組例】

- ① デイサービス送迎車等の福祉車両による買い物送迎など、個別のサービスの垣根を越えて交通資源を有効活用した生活交通体系の確立
- ② 移動販売車に病院の看護師が同行しての健康相談の実施や、移動販売事業者による高齢者独居世帯への声掛け、安否確認等の見守り活動
- ③ 郵便配達やコンビニ車両の空荷を有効活用して、地域の高齢者が生産した農産物等を運送するサービスなどの取組
- ④ 地域の空き屋等を活用し、子どもから高齢者までの多世代が気軽に集まり、学びや遊び、交流や支え合いが行える複合的なコミュニケーションの場づくり
- ⑤ 地域住民、移動販売事業者、新聞配達員、宅配業者、保健師、民生委員等、多様な主体が連携・協力した高齢者等の見守り体制づくり
- ⑥ 買い物、病院、食堂、銀行、産直市、交流サロン等の機能が集積し、商業、福祉・医療、産業、交流等の多機能サービスを提供する地域の複合拠点づくり
- ⑦ 中山間地域ならではの豊かな森林資源や農産物、水などと、健康や環境などを結びつけた農・観光連携や農・環境連携などの取組

(3) 「支え合い」の力を結集すること

中山間地域の一番の強みは、住民同士のつながりや人ととの絆の強さであり、この「顔の見える関係」による人的パワーを最大限に活かすべきである。

高齢者等の見守り活動をはじめ、今後の地域づくりにおいては、地域住民はもとより、NPOやボランティア、企業など、様々な主体による「支え合い」を基本に取組を進め、その活動を行政が強力にサポートしていくことが大切である。

また、人口が少ないが故の、少人数での手厚い学校教育、きめの細かい福祉サービスや医療ケアなど、中山間地域の弱みを逆手に取った打ち出し方も重要な視点である。

(4) 豊かな「地域資源」を活かすこと

中山間地域の魅力は、豊かな自然環境や歴史、文化等の地域資源の存在にあり、加えて、人と人とのふれあいや地域のまとまりの良さも、一つの重要な資源であると言える。

この「地域資源」を十分に活かした地域づくりを行うことが重要であり、教育・子育て、移住定住、産業振興、エネルギー、都市交流など、様々な分野で、中山間地域ならではの特色のある取組を推進していくことが期待される。

(5) 地域づくりの「主役は地域住民」

中山間地域の振興には、行政をはじめとする関係機関等による支援が不可欠であるが、一方で、地域づくりの主体は「地域住民」であることを忘れてはならない。

地域住民の主体的な意志や内発力なくしては、持続的な地域づくりは実現不可能であり、行政主導ではなく、地域自らが考え、地域が主体的に行う取組みを行政が支援するという基本的なスタンスを守ることが肝要である。

また、地域の主体的な取組みを進めるには、それを担う人材の確保・育成が必須であり、住民自らが地域の良さを再認識し、誇りを持って地域づくりに取り組めるよう、継続的な人づくり、人材育成を行うことが大切である。

II 条例の見直しについて

各項目でも記載したが、次期中山間地域対策として、重点的に取り組むべき施策のうち、次に掲げるものは、現行条例に特段の規定が無い、又は新たなキーワードとなる事項であり、条例に反映すべき事項と考える。

【条例見直し項目（条例に反映すべき事項）】

- ・消防防災体制の充実・強化
- ・買い物の機会の確保、利便性の維持・向上
- ・地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進
- ・中山間地域への移住・定住の促進
- ・再生可能エネルギーの導入・利活用の推進
- ・地域の特性を活かしたニューゾーリズムの振興
- ・里山整備（鳥獣被害対策等を含む農林地の保全）の推進

Ⅲ 最後に…

中山間地域は、地域住民の生活の場としてのみならず、防災、水源のかん養、食料の供給、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有し、都市部の住民の安全・安心な生活にも大きく寄与する重要な地域である。

中山間地域を取り巻く状況は非常に厳しいが、一方で、中山間地域には、都市部にはない人、自然、歴史、文化などの貴重な資源が存在し、また、規模が小さいが故の小回りの効くきめの細かい取組も可能である。

これからの中山間地域の振興には、地域の強みを活かし弱みを逆手に取った、地域独自の取組が重要であり、地域住民や関係機関、行政等が協働連携した“攻め”の取組の積極的な展開が必要である。

住民が地域に誇りを持って生き生きと暮らせる、活力のある中山間地域の実現が図られるよう、人づくりと感動をもって、都市部の住民と一体となった今後の取組に期待するものである。

中山間地域振興条例に係る施策展開の方向性

重点的に取り組む施策
(条例第7条)

→ 施策の重点ポイント →

施策展開の方向性

1. 安全・安心な住環境の確保・充実

ア 生活交通の確保及び情報通信環境整備

生活交通
情報通信

日常生活の基盤である生活交通の確保、利便性の向上

- ・地域の生活交通手段を社会全体で維持・確保するための公的支援の充実
- ・地域の実情に応じて様々な交通資源を組み合わせた生活交通体系の確立
- ・利用者ニーズに合った利便性の高い生活交通サービスの提供
- ・自家用有償運送に係る道路運送法上の規制緩和の働きかけ

イ 保健医療・福祉サービスの維持・充実

利便性の高い情報通信サービスの展開と基盤整備

- ・高齢者等の情報弱者の情報通信サービス活用の推進
- ・日常生活や災害・緊急時に不可欠な情報通信基盤の整備・充実

ウ 子育て環境の整備

地域で安心して子育てができる環境の整備・充実

- ・地域で安心して子育てができるための教育・保育等の環境の整備
- ・地域ぐるみで独自の子育てを行う組みみや複合拠点づくりの推進
- ・中山間地域の特性や地域資源を活かした多様な子育ての推進

エ 地域の見守り・防犯活動の推進

地域の見守り活動の推進、見守り体制の確立
防犯活動、消防防災体制の充実・強化

- ・地域ぐるみでの見守り活動の推進、見守り体制の確立
- ・高齢者等の犯罪被害防止のため関係機関が連携・協力した防犯活動の推進
- ・消防防災組織の確立、災害時対策の強化等、地域の消防防災体制の強化
- ・災害・緊急時における地域ぐるみでの高齢者等のサポート体制の確立

オ その他(規定なし)

買い物の機会の確保、利便性の維持・向上

- ・買い物困難地域における移動販売事業の維持・サービス拡大への支援強化
- ・地域の実態に応じた多種多様な買い物サービスの展開の推進
- ・移動販売等の買い物事業者による複合的なサービス提供の推進
- ・買い物を中心とする多機能の複合拠点づくりの推進

○ 地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進

- ・地域の安心に貢献するビジネス(コミュニティビジネス)に対する支援

2. 集落機能の維持、集落活動の担い手

ア 人材の育成、ネットワーク構築

地域づくりの核となる組織の設置とネットワークの構築

- ・集落支援員等の計画的配置
- ・地域組織のリーダー等を育成するための様々な研修の提供
- ・地域づくりをサポートするセンター機能の設置とネットワークの構築

イ ともに支え助け合う仕組みの構築

広域的運営組織による地域づくりの推進

- ・広域的運営組織の立ち上げ促進と活動支援
- ・広域的な活動を支援する体制づくり
- ・地域のコミュニケーションの場づくりへの支援

ウ その他(規定なし)

○ 中山間地域への移住・定住の促進

- ・移住定住に関する相談体制の充実、情報発信の強化
- ・移住定住のための住居確保への支援等、受入体制の強化
- ・農業をはじめとする移住定住者の就労支援の強化

3. 伝統文化の継承

地域固有の伝統文化の保存・継承

- ・地域の伝統文化を県内外に情報発信するPR活動の支援
- ・学校教育との連携による伝統文化の継承
- ・地域固有の伝統文化を保存・継承するための取組の支援

4. 産業の振興

ア 生産から販売までの体制強化

販売面における支援体制の強化

- ・消費者ニーズに即した生産販売の支援体制の構築
- ・生産者が生産しやすい環境づくり
- ・市場性のある農林産物づくりによる所得向上の実現

イ 地域資源を活用した新しい産業の創出

中山間地域ならではの農林業と多様な分野との連携の推進

- ・地域資源を活用した農林業と多様な分野との連携の推進
- ・農商工連携等の推進に係る一的な取組体制の確立
- ・特産品の生産販売を促進するための施設整備
- ・中山間地域における小規模な事業の創出のための支援

ウ 人材の育成、企業誘致等

農林業における雇用創出の仕組みづくり

- ・農林業における雇用創出の仕組みの検討
- ・中山間地域における誘致活動の推進
- ・県内企業の活性化と地元からの起業支援

エ 地域における起業・就業の場の確保

○ 地域の安心・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進(再掲)

- ・地域の発展に貢献するビジネス(コミュニティビジネス)に対する支援

オ その他(規定なし)

○ 再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

- ・小水力発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

5. 他地域との交流促進

○ 地域の特性を活かしたニュータービズムの振興

- ・中山間地域の特性を活かした各種ニュータービズムの取組の推進
- ・交流事業に関する県内外への効果的な情報発信

6. 都市部との共生

中山間地域の特性を活かした都市部との共生

- ・中山間地域と都市部との協定締結による交流・共生の推進
- ・中山間地域の特性を活かした都市部との連携・協力の推進

7. 公益的機能の維持増進

○ 里山整備(鳥獣被害対策等を含む農林地の保全)の推進

- ・有害鳥獣による農作物等への被害防止対策の強化
- ・県民や民間企業等が協働・連携した森林保全対策の推進
- ・集落環境の維持保全の推進・支援

○印は条例に反映すべき事項

次期中山間地域対策検討懇談会設置要綱

(設置目的)

第1条 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号。以下「条例」という。）附則2の規定により、条例第8条に基づき設置した各地区中山間地域振興協議会の取組及び行政施策についてその成果を総合的に検証し、山間集落実態調査の結果等を踏まえ、条例改正の是非及び次期中山間地域対策について検討を行うため、次期中山間地域対策検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、鳥取県の中山間地域振興に関し、次の事項について検討を行う。

- (1) 条例に規定する各条項の内容に関すること。
- (2) 次期中山間地域対策として取り組む施策に関すること。
- (3) その他中山間地域振興を推進するため必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、委員21名以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから鳥取県企画部長（以下「企画部長」という。）が委嘱する。
 - (1) 学識経験
 - (2) 民間代表
 - (3) 行政代表
- 3 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。
- 4 懇談会に、専門の事項を検討するための部会を置くことができる。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

(会議)

第5条 懇談会は、企画部長が招集し、座長が議長となる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、鳥取県企画部地域づくり支援局中山間振興・定住促進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

次期中山間地域対策検討懇談会委員名簿

所 属 等	職 名	氏 名	地域 づくり 部会	安全・ 安心 部会
鳥取大学	副学長	細井 由彦	○	○
鳥取環境大学	教 授	北崎 寛	○	○
島根県中山間地域研究センター	研究企画監	藤山 浩	○	○
とっとり地域連携・総合研究センター	主任研究員	倉持 裕彌	○	○
扇の里村づくり推進委員会	会 長	谷口徳五郎	○	
大江ノ郷自然牧場	代表取締役	小原利一郎	○	
竹田地域協議会産業振興部 「ざっこの会」	代 表	岩世 黎子	○	
元 米子市保険年金課長		星野 好子	○	
美用レディース加工グループ	代 表	川上 幸恵	○	
智頭町社会福祉協議会	事務局長	津田 英樹		○
江府町地域包括支援センター	センター長	藤森 史子		○
前 鳥取県警察本部 生活安全部総括参事官		藤田 洋		○
若桜町消防団	団 長	山根 勝		○
特定非営利活動法人たかしろ	理事長	高間 武人		○
鳥取いなば農業協同組合 岩美支店営農経済課	課 長	河本 純一		○
鳥取市中山間地域振興課	課 長	中村 晃	○	○
八頭町企画課	課 長	薮田 邦彦	○	○
三朝町企画観光課	課 長	松浦 弘幸	○	○
南部町企画政策課	地域振興 専門員	長尾 健治	○	○
日南町企画課	課 長	高見 正司	○	○
鳥取県企画部地域づくり支援局	局 長	岡崎 隆司	○	○

次期中山間地域対策検討懇談会の開催状況

開催日	区分	会場	検討内容等
5月27日 (金)	全体会	県庁	条例・施策の現状把握等
7月12日 (火)	第1回地域づくり部会	県庁	施策・事業の内容検討等
8月8日 (月)	第1回安全・安心部会	県立図書館	施策・事業の内容検討等
8月31日 (水)	県議会企画県土警察常任委員会との意見交換 (全体会)	とりぎん文化会館	現場から見た限界集落の課題と持続可能な支え合いについて
	第2回安全・安心部会	県庁	施策・事業の内容検討等
	第2回地域づくり部会	県庁	施策・事業の内容検討等
10月3日 (月)	第3回安全・安心部会	県庁	山間集落実態調査の結果報告 施策・事業の内容検討等
	第3回地域づくり部会	県庁	山間集落実態調査の結果報告 施策・事業の内容検討等
10月26日 (水)	第4回地域づくり部会	県庁	条例見直し・次期対策の検討等
11月4日 (金)	県議会企画県土警察常任委員会との意見交換 (安全・安心部会)	県議会	条例見直し・次期対策に向けた安全・安心部会の検討状況
	第4回安全・安心部会	県庁	条例見直し・次期対策の検討等
11月8日 (火)	県議会企画県土警察常任委員会との意見交換 (地域づくり部会)	県議会	条例見直し・次期対策に向けた地域づくり部会の検討状況
11月17日 (木)	全体会	県庁	検討結果とりまとめ等

ようこそようこそＩＪＵ（移住）2千人推進プロジェクトの検討状況について

平成23年12月14日
中山間振興・定住促進課

鳥取県へのＩＪＵ（移住）ターン者を、平成23～26年度の4年間で2千人以上受け入れることを目標に「ようこそようこそＩＪＵ（移住）2千人推進プロジェクト」を取り組んでいます。

現場の実情に即した施策を検討・立案するため、「住宅等田舎暮らし支援」、「就職支援・学生定住」、「農林水産業等就業起業支援」の分野・課題別に、県民の皆様、市町村、県によるワーキング部会（以下「WG部会」という。）を設け、それぞれの課題、取組施策等について検討を重ねてきましたが、このたび、WG部会の代表者で構成する「ようこそようこそＩＪＵ（移住）2千人推進プロジェクトチーム全体会」（以下「ＰＴ全体会」という。）を開催し、WG部会での検討状況を報告するとともに、平成24年度の新たな取組案等について意見交換を行いました。

1 WG部会等の開催状況

- WG部会 各3回開催（7～11月）
- PT全体会 1回開催（12月。府内プロジェクトチーム会議との合同開催）
- 府内プロジェクトチーム会議 2回開催（6、12月（PT全体会との合同開催））

2 WG部会の構成メンバー及び検討状況等

区分	住宅等田舎暮らし支援部会 (17名)	就職支援・学生定住部会 (15名)	農林水産業等就業起業支援 部会 (16名)
県民	移住定住実践者、移住定住関係団体、青年会議所、不動産取引事業者団体 (9名)	高校関係者、大学関係者、商工団体、ふるさと鳥取県定住機構 (8名)	農林水産業研修実践者、起業者、研修受入団体、商工団体、農業農村担い手育成機構 (9名)
市町村	岩美町、琴浦町 (2名)	米子市 (1名)	鳥取市、日南町 (2名)
県	東京本部、関西本部、東部・八頭総合事務所、住宅政課、鳥取力創造課 (6名)	東京本部、関西本部、西部総合事務所、雇用人材総室、青少年・文教課、高等学校課 (6名)	中部・日野総合事務所、経営支援課、森林・林業総室、水産課 (5名)
検討状況	第1回（7/27） ・現状、課題等について意見交換 第2回（9/14） ・目標設定、協議テーマについて検討 第3回（11/18） ・H24年度の新たな取組案について検討	第1回（7/27） ・現状、課題等について意見交換 第2回（9/12） ・目標設定、協議テーマについて検討 第3回（11/22） ・H24年度の新たな取組案について検討	第1回（8/3） ・現状、課題等について意見交換 第2回（9/14） ・目標設定、協議テーマについて検討 第3回（11/18） ・H24年度の新たな取組案について検討
検討の方向性	・住宅情報の収集と提供のあり方 ・移住支援施策の情報発信・提供のあり方 ・新しいライフスタイルの提案 ・受入側の意識の醸成 ・民間ができるサポート（産官学・地域全体での取り組み	・県外在住の本県出身学生の把握方法 ・県外在住の本県出身学生への県内企業情報等の発信のあり方 ・保護者への県内企業情報等発信のあり方 ・県内出身学生の県内定着率の向上策	・農林水産業における移住定住促進策 ・シニア世代への半業半X促進策 ・移住者向けの起業・創業促進策

3 WG部会での主な意見とその対応

区分	意見とその対応
住宅等田舎暮らし支援部会	<p>○多くの都道府県が移住定住促進の活動を行っており、差別化することが必要。鳥取県が選ばれる県になるよう考えていかなければならない。</p> <p>○各市町村で、我々の町でこんなライフスタイルができる、と提案してもらい、そのライフスタイルができる空き家をセットにして重点的に取り上げ、情報発信してはどうか。</p> <p><対応></p> <p>⇒平成24年度新規事業として「わが町自慢！お勧めライフスタイル発信事業」の事業化を検討中。</p> <p>(内容)各市町村から地域の特色を活かしたお勧めのライフスタイルを提案してもらい、都市部でコンテストを実施。コンテストを実施すること自体を情報発信するとともに、本県で多様なライフスタイルを送ることができることを具体的に情報発信。</p> <p>○主婦であり母親である女性が、朝から晩までその地域で生活を送っている。子育てなど、身近に親近感を感じるようなサポートを同時進行で考えなければならない。</p> <p><対応></p> <p>⇒移住定住の促進に当たり、重要な視点として改めて認識。新規事業の検討や既存事業の見直し時には、意見に留意しながら検討を進める。</p>
就職支援・学生定住部会	<p>○県内出身者は県内に残りたいというが圧倒的に多い。現実には、半分も残れない。重要なのは、学生にいかに県内企業を知らせるか、マッチングするかということ。</p> <p>○学生の就職活動の志向を考えると、鳥取県を大学の段階で出て来るという時点で、外に出て行く志向が強い学生が多い。恐らく保護者は皆帰って来てほしいと思っているが、実際の就職活動の中で、「県内の企業で自分の行きたいところがなかなか見つからない。同じ希望の就職先が関東や関西にある」ということで流れていく。</p> <p>○県内出身者は県内に残りたいという者がかなり多い。残りたいが求人が少ない。県内企業は求人をできるかどうか決めるのが、都会の企業に比べ遅い。</p> <p><対応></p> <p>⇒平成24年度新規事業として「I J U (移住) ターン就職促進事業」の事業化を検討中。</p> <p>(内容)就職総合ポータルサイトの掲載内容の充実や定住促進コーディネーターの拡充など、学生、保護者に対して県内企業情報や就職情報が的確に伝わるよう情報提供を強化。</p>
農林水産業等就業起業支援部会	<p>○一週間の研修を受けたとき、最初は農業はできないと思っていたが、最後の日には「農業ができるかもしれない」と気持ちの変化があった。人との出会い、経験してみて気持ちが変わっていく。実際に来て体験することは大切。</p> <p>○どの分野でも体験研修が、移住の最後の決め手となる。起業や創業を考えている人が、旅館で体験研修をするとか民宿やペンションで体験できる仕組みを作ってはどうか。</p> <p><対応></p> <p>⇒平成24年度新規事業として「週末は“とっとり暮らし”お試し起業・創業体験モデル事業」の事業化を検討中。</p> <p>(内容)伝統工芸やカフェ、ペンション経営など本県の特色を活かした起業・創業に興味のある方を対象に、週末などに本県に滞在しながらお試し的な体験研修の機会を提供。</p>

	<p>○やりたいことだけで生活ができたら良いが、現実的に無理な場合、無理な期間は違う仕事も兼ねて住み続ける、という覚悟がないと移住はできない。良いことばかりでなく、このことを教えていく気持ちも大事ではないか。</p> <p><対応></p> <p>⇒相談会やセミナー等の開催に当たっては、移住定住実践者の体験談、心構えとして移住定住を希望される方にお伝えできるよう、企画内容を充実。</p>
--	---

4 PT全体会の検討状況

(1) 開催日程

平成23年12月9日（金）13：30～15：10

県庁災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

(2) 出席者

県民：各部会の部会長、副部会長（移住定住実践者、高校関係者、商工団体）

市町村：鳥取市、米子市、岩美町、琴浦町

県：統轄監、東京・関西本部、総合事務所 ほか関係所属

(3) 検討状況

WG部会から提案された平成24年度の新たな取組案について意見交換を行い、次の事項について平成24年度当初予算編成において事業化を検討することとされた。

【事業化を検討することされた事項】

○わが町自慢！ お勧めライフスタイル発信事業

各市町村から地域の特色を活かしたお勧めのライフスタイルを提案してもらい、都市部でコンテストを実施。コンテストを実施すること自体を情報発信するとともに、本県で多様なライフスタイルを送ることができることを具体的に情報発信する。

○週末は“とっとり暮らし” お試し起業・創業体験モデル事業

伝統工芸やカフェ、ペンション経営など本県の特色を活かした起業・創業に興味のある方を対象に、週末などに本県に滞在しながらお試し的な体験研修の機会を提供することで、本県への移住定住を促進する。

○I J U（移住）ターン就職促進事業

就職総合ポータルサイトの掲載内容の充実や定住促進コーディネーターの拡充など、学生、保護者に対して県内企業情報や就職情報が的確に伝わるよう情報提供を強化すること等により、本県へのUターン就職等の促進を図る。

○Uターン状況実態調査事業

若者県内就職率、県内定着率を高める施策の検討資料とするため、現状では把握されていない県外進学者（高等学校卒業生の約半数）のUターン状況を調査。

(4) 主な意見

区分	意見とその対応
わが町自慢！ お勧めライフスタイル発信事業	<p>○雑誌掲載だけでは情報発信として効果が少ない。コンテストを実施していること自体を情報発信すべき。都市部で開催するイベントに合わせて投票する仕組など、一般の人に見てもらう機会を増やしてはどうか。</p> <p><対応></p> <p>⇒効果的な情報発信となるよう事業内容を検討中。</p>
週末は“とっとり暮らし” お試し起業・創業体験モデル事業	<p>○体験したい方が相談に来られたとき市町村でマッチングすることは可能と思われるが、マンツーマンで体験者の不安を解消するなど、専任のコーディネーターを置くことが必要ではないか。</p> <p><対応></p> <p>⇒体験を希望される方のニーズにきめ細かく対応できるよう、専任コーディネーターの配置を検討中。</p>

	<p>○事業の実施主体をどこに置くのかで事業の実現性、実効性は変わってくる。事業化に当たりフレームをよく検討すべき。</p> <p><対応></p> <p>⇒市町村や関係団体と連携した受入体制が構築できるよう、市町村や関係団体から意見を伺いながら検討を進める。</p>
I J U (移住) ターン就職促進事業	<p>○情報発信の方法がガイドブックなど従来型。企業は生き物。是非、高校生、大学生、そして保護者を対象に、現場の姿を見てもらえるような機会を設けてほしい。</p> <p><対応></p> <p>⇒保護者向けの就職セミナー開催に加え、保護者向けの企業見学会のようなものが実施できないか検討中。</p> <p>○体験することは重要だが、企業として体験を受け入れることは負担ではないか。企業ガイドの動画版を作り、企業がどんな製品を作り、どんな活動を行っているのか、動画で常に見えるようにしてはどうか。</p> <p><対応></p> <p>⇒企業ガイドは、印刷物に加え、インターネットでも閲覧することができる。動画版の作成については、今後検討。</p>
Uターン状況実態調査事業	<p>○本県出身の学生は、大学にとってほんの数パーセントの学生。大学にアンケートを実施しても非常に回収率が低い。定点的に対象大学を絞って実施してはどうか。</p> <p><対応></p> <p>⇒アンケートの実施方法を含め、効果的、効率的な調査となるよう検討中。</p>
その他	<p>○鳥取県としてどのようなイメージを伝えていくのかがとても大事。自然栽培、環境、太陽光発電、農業など新しい生き方を、「3.11」以降、意識されている方がとても多い。自然と共に存していく生き方を、鳥取県が先駆けて発信してはどうか。</p> <p><対応></p> <p>⇒移住定住促進の新たな切り口と認識している。具体的な施策として立案できるよう検討を進める。</p>

5 目標設定について

各WG部会で個別の目標設定について議論していただいたが、根拠となるデータが少ない中、目標を設定するためにはかなりの議論が必要であることから、改めて平成23年度の移住定住者のデータを取り、検証してみるとされた。

6 移住定住促進への取組

平成24年度当初予算編成において事業化を検討することとされた事項以外にも、WG部会の委員から様々な意見が出されており、具体的な取組として提案された事項については、関係部局において早期の実現を目指して検討を進める。

7 (参考) 中山間振興・定住促進課で実施を検討している主な取組

(1) 相談及び情報発信業務の総合的かつ一元的な実施を強化

引き続き「鳥取県移住定住サポートセンター」の相談及び情報発信業務を(財)ふるさと鳥取県定住機構へ委託し、本県へI J U (移住) ターンを希望される方の相談にワンストップできめ細かく対応するとともに、情報発信を総合的かつ一元的に実施する。

(取組の強化)

- ・県外相談会と鳥取来楽暮カフェ(セミナー)の一体的な実施
- ・首都圏発着本県体験ツアーの新設
- ・シニア世代向けを含む情報発信業務の一元的実施

(2) 受入体制の整備

ア 烏取県移住定住推進交付金の対象メニューの拡大
市町村が配置する移住定住専門相談員の設置・活動に要する経費（定額）について、交付金の対象経費とすることを検討中。

イ 住まい探しの取組を強化

本県への移住定住を希望される方の住宅に関する不安の軽減・解消を図るため、住宅相談、住宅探し等に対応するコーディネーターを配置するとともに、空き家情報等住宅情報の充実と一元化を進めることを検討中。

(3) お試し定住施設整備事業への継続支援

本県への I J U (移住) ターンを検討されている方に、本県での田舎暮らしを体験していただく機会を提供するため、市町村が取り組む「お試し住宅」整備事業の継続支援を検討中。

鳥取発バスロケーションシステムの実証実験について

平成23年12月14日
交 通 政 策 課

1 概要

鳥取大学等と連携して開発したバスロケーションシステムを使ってバスの位置・運行情報サービスの実証実験を行う。

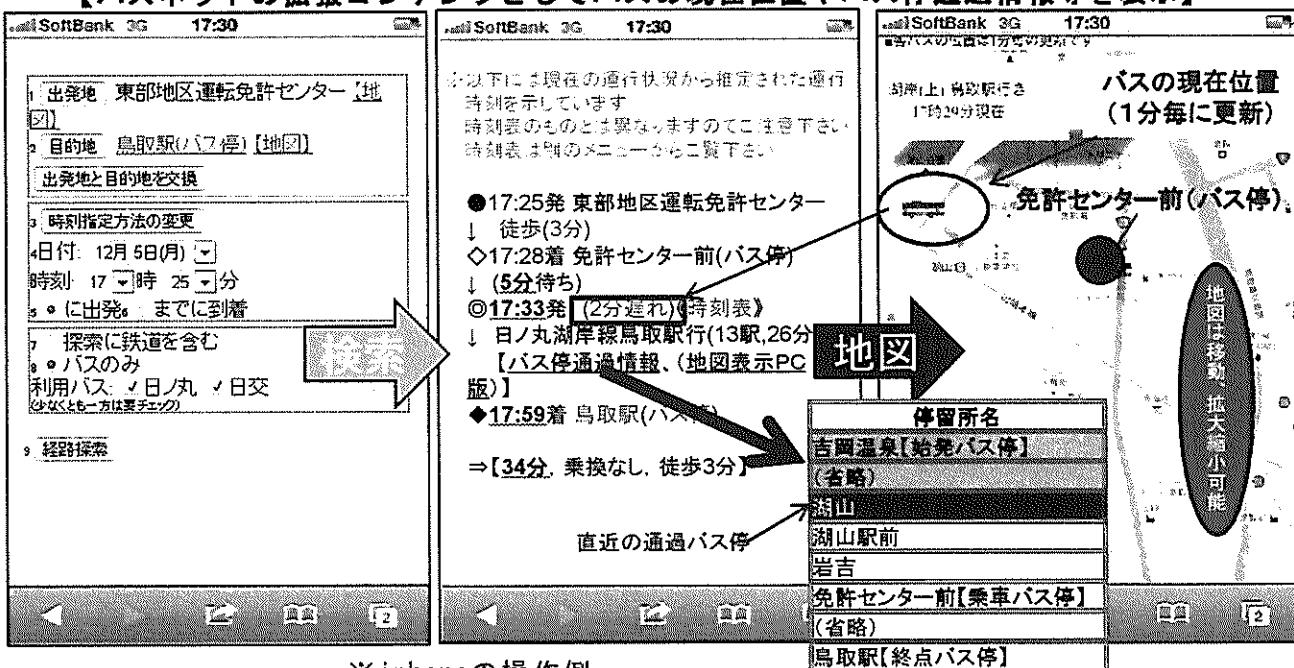
2 鳥取発バスロケーションシステム

路線バスに搭載した GPS 付き携帯電話（端末）を用いて収集したバスの位置情報等の運行情報をインターネットにより、スマートフォンや携帯電話、パソコンに提供するシステム。

3 利用できるサービス

バスネット（県内のバス、鉄道経路探索システム <http://www.ikisaki.jp/>）の拡張コンテンツとして利用。携帯電話やスマートフォン、パソコン等でバスネットにアクセスすると、サービス提供路線で次の情報を提供。

【バスネットの拡張コンテンツとしてバスの現在位置やバス停通過情報等を表示】



4 実証実験の概要

(1) 対象路線

鳥取大学と鳥取駅を結ぶバス路線	利用頻度が高いと思われる鳥取大学、近隣高校等の学生向け	湖山鳥大線、湖岸線、鹿野線、賀露循環線、砂丘線
城北団地のバス停を経由するバス路線	城北団地で乗り換える方の利便性向上	岩井線、砂丘線、中央病院行、北園循環線、十六本松線

(2) 実証実験期間

平成 23 年 12 月 12 日（月）～平成 24 年 3 月 31 日（土）

(3) 検証及び今後の展望

利用者に Web 等を使ったアンケートを実施、精度や利便性、ランニングコスト等を確認した上で、利用可能な路線を検討する。